

厚生労働行政推進調査事業費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

自治体における災害時の歯科保健活動推進のための
活動指針作成に向けた研究

令和4年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 中久木 康一

令和5年（2023）年 5月

目 次

I. 総括研究報告

- 自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究 1
中久木康一

II. 分担研究報告

1. 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討 5
中久木康一、柳澤智仁
2. 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査 8
福田英輝、竹田飛鳥
(資料) 調査票
(資料) 統計表
3. 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討 27
中久木康一、柳澤智仁、堀江博、安藤雄一、森谷俊樹、小玉剛、久保山裕子
(資料) 自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方 (本文)
(資料) 自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための
活動指針作成に向けた考え方 (参考資料)
(資料) 説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」

- III. 研究成果の刊行に関する一覧表 76

自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究

中久木康一 東京医科歯科大学 大学院 歯学総合研究科 非常勤講師

研究要旨

【目的】本研究においては、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究として、そのために必要とされる情報の項目を検討し、全国の自治体における現状の災害時の歯科保健医療支援体制を把握したうえで、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な情報を作成することを目的とした。

【方法】上記目的のため、以下3つの検討を実施した。

1) 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

自治体における歯科保健活動の政策立案にかかわる可能性のある行政歯科職より、オンラインでの集団インタビュー方式で意見を聴取し、その意見をまとめた。

2) 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

全国のすべての都道府県（47自治体）、および保健所設置市・特別区（108自治体）、合計155自治体における「災害時保健医療担当主管部（局）」を対象として、災害時の歯科保健医療に関する体制等を内容とした郵送調査を実施した。本報告書では、「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析を行った。

3) 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

1)、2)の結果も踏まえて検討し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針の作成に結びつくために参考となる文書や資料を作成した。

【結果】1)では、必要な項目として調整に係る役割分担や、フェーズごとの担当一覧などがあげられ、都道府県に対する提示をする場合には、指針として定まっているよりも考え方としての整理を示すほうが活用しやすい可能性が指摘された。

2)においては、自治体における災害時の歯科保健医療体制のために歯科医師会との協定などは結ばれていても、活動指針やマニュアルなどの実際の活動に際する実効性には課題があり、各自治体において活動指針やマニュアルなどが作成されていくための支援が必要であると考えられた。また、災害時要配慮者対応においても、歯科保健支援体制を含めた活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

3)では、1)、2)の結果を踏まえ、有識者との検討を経て、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

【まとめ】自治体における災害時の歯科保健活動体制は十分に整備されておらず、これが推進されるための活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。このため、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」、および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成のための条件を整備した。更なる指針作成の推進には、厚生労働省としての方針の提示がなされることが期待される。

A. 研究目的

大規模災害時には、電気・水道・ガスなどの基本インフラが失われ、衛生的な環境の整わない生活が

長期化することによる健康危機が懸念される。このため、歯科保健医療支援も必要となるが、その体制が自治体の指針やマニュアルなどで定められてい

る地域は未だ少ない。

特に令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症蔓延下の避難所などにおいては、集団生活における感染予防の目的に、常時マスクの着用が要望され、洗面所の利用など歯みがきの環境は更に制限をされて確保しにくくなり、かつ、歯科専門職が直接避難者にアプローチすることも制限されたこともあった。

今後も想定される大規模災害時の健康危機管理の一端として、災害時の歯科保健医療支援体制の整備の推進は必須であると考えられる。

本研究においては、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた検討として、そのために必要とされる情報の項目を検討し、全国の自治体における現状の災害時の歯科保健医療支援体制を把握したうえで、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な情報を作成することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は目的達成のため、以下 3 つの検討を実施した。

- 1) 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討
- 2) 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査
- 3) 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

1. 対象

1) 本研究班での方針に同意いただける、特に自治体（都道府県庁、市区町村、保健所）の政策立案に携わる可能性のある立場の行政歯科職を対象としてお声がけし、都道府県庁 2 名、保健所 3 名（うち 2 名は保健所長）の協力を得た。

2) 全国のすべての都道府県（47 自治体）、および保健所設置市・特別区（108 自治体）、合計 155 自治体の災害時保健医療担当部局を対象とした。

3) 主に都道府県や保健所に勤務する行政歯科職を中心に、実際に災害時の歯科保健医療支援に係る歯科医師会や歯科衛生士会の関係者、また、災害時の健康支援体制の構築に携わっている保健所長である医師や、保健師、管理栄養士、言語聴覚士、システム開発などの専門性のある方に協力を依頼し、

2. 方法及び内容

1) オンラインミーティングツールを活用し、集団インタビュー方式で意見聴取を実施した。

2) に、災害時の歯科保健医療に関する自治体としての体制、他組織との連携、要配慮者への対策、および住民への周知を内容としたアンケート調査を郵送にて実施し、自治体における災害時歯科保健医療体制の現状を把握した。

「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析し、区分間の割合の検定にはカイ二乗検定を用い、有意水準は 5 % とした。

3) 研究班会議や検討会を開催し、様々な立場の有識者から意見を集めながら、1)、2) の結果も踏まえて検討し、各自治体において災害時の歯科保健活動推進のための活動指針の作成に結びつくための項目を整理して明示する文書の作成を目指した。

3. 期間

1) オンラインでのグループインタビューは、令和 5 年 1 月 26 日に実施した。

2) 調査票は平成 4（2022）年 10 月 13 日に投函・依頼を行い、同年 12 月 9 日を締め切り日として回収を行った。

3) 令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月の間に、7 回に渡ってそれぞれの有識者から意見を聞く機会を設けた。

（倫理面への配慮）

1) 3) においては、インタビュー対象者の個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで実施した。

2) については、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号 NIPH-IBRA#12418）。

C. 研究結果

1. 災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

具体的に指針に必要とされる項目に対する意見から、最低でも記載しておくべき必要項目を整理し、下記のような項目があげられた。

1. 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について
(I) 災害時歯科保健医療体制の整備

- (2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備
- (3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

2. 災害時における歯科保健医療活動の実施について

- (1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携
- (2) 災害時歯科保健医療活動の実施
- (3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

2. 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

1. 災害時の歯科保健医療体制

保健医療計画「災害時の医療」のなかに、歯科保健医療に関する項目を記載していると回答した都道府県の割合は 75.7%であり、保健所設置市 40.0%と比較して有意に大きかった。

一方で都道府県においても、保健医療調整本部に、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士など）の災害医療コーディネーターを委嘱していると回答した割合は 18.9%であり、災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアル・指針を作成していると回答した割合は 35.1%であった。

2. 災害時の歯科保健医療における他組織との連携

歯科医師会と「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」等を独自に締結していると回答した都道府県の割合は 97.3%であり、保健所設置市 72.8%と比較して有意に大きく、日本災害歯科支援チーム（JDAT; Japan Dental Alliance Team）を知っていると回答した都道府県の割合 89.2%であり、保健所設置市 63.0%と比較して有意に大きかった。

一方で、災害時の歯科保健医療支援を行うための連携に関する会議や協議等を 1 年に 1 回以上定期開催していると回答した都道府県の割合は 24.3%、保健所設置市 33.3%であり、歯科保健医療支援を行う者への教育・研修を実施していると回答した都道府県の割合は 21.6%、保健所設置市 8.6%であった。

3. 災害時における要配慮者対策

災害時要配慮者への歯科保健項目を入れていると回答した都道府県の割合は 40.5%であり、保健所設置市 21.5%と比較して有意に大きかった。

4. 住民への周知

災害時の健康維持対策の一環として、災害時に歯

科保健（口腔ケアなど）がおろそかになると、口腔感染症や誤嚥性肺炎などの健康に影響が出る可能性があることを住民に周知していると回答した都道府県は 56.8%、保健所設置市 44.4%であった。

3. 「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

研究班会議や検討会を開催し、様々な立場の有識者から意見を集めながら「自治体の災害時歯科保健医療活動マニュアル」の案を作成した。この案を、更に研究班会議や有識者との検討会において検討し、他の本研究班における結果も踏まえて、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」を作成した。

あわせて、災害時の歯科保健医療活動の必要性や体制の概要を説明し理解を得るための資料の必要性も指摘され、「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

D. 考察

近年、災害時の自治体における保健医療福祉対策は災害対応の経験とともに見直されて拡充されてきているものの、歯科関係職種は必ずしも全ての自治体に配属されているわけではなく、発災時の歯科保健活動については、歯科関係職種以外が主導して地域の歯科医師会等と連携して活動する必要がある自治体もあり、このための指針やマニュアル等の整備も必要とされる。一方で、自治体における災害時の歯科保健医療活動に関する指針やマニュアル等の整備の参考となる指針等は、未だ厚生労働省からは発出されていない。

全国の自治体に対する調査においては、災害時の歯科保健医療活動の体制づくりは、過去と比較すると進んでいるものの十分ではない実態が明らかとなった。

歯科医師会との「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」の締結や、JDAT（日本災害歯科支援チーム）の認識をしている自治体の割合は比較的高く、歯科医療専門職との連携の体制は構築されてきているものの、その協議や研修が行われている割合は高くなく、災害時の歯科保健医療支援活動の実効性には懸念が残されていた。

また、避難所対策や要配慮者対策に歯科保健医療対策の視点を考慮している自治体や、住民への災害時の健康維持対策として口腔ケアの必要性の周知

をしている自治体も限定的であった。

各自治体の日頃の災害対応や防災活動において、住民や歯科専門職以外の者に対して歯科口腔保健の意義や影響に関する周知・啓発を徹底すること、また要配慮者対応を含む避難所における歯科保健体制の整備が円滑に実施できるよう活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

自治体における災害時の歯科保健医療支援体制の整備には、自治体ごとの特性にあわせた災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアルの作成が必要とされており、また、自治体により歯科専門職の本庁や保健所等への配置に違いがあるため、各自治体においての活動指針の作成を促進する「活動指針作成に向けた考え方」として提示することとなった。

また、各自治体において活動指針を作成するためには、まずは各自治体において災害時の歯科保健医療活動の必要性への理解をしていただく必要があり、そのための説明資料の作成を追加した。

E. 結論

自治体において災害時の歯科保健活動の指針を示すためには、都道府県においては厚生労働省からの、市区町村においては都道府県からの方針の提示が大きな推進材料となることが示唆され、各自治体の特性にあわせて指針を作成するためには、必要な項目ごとに参考となる考え方が提示される形式が要望された。

全国の自治体に対する調査からは、保健医療計画、および災害時の保健医療調整本部への歯科保健医療の関与、災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアル作成、および歯科専門職種以外への歯科保健に関する研修等の歯科保健医療体制の確立は十分に進んでいないことが明らかとなり、自治体において災害時の歯科保健支援が推進されるための活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

これらもふまえ、有識者からの意見をいただきながら、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」、および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成し、自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成のための条件を整備した。

謝辞

本研究にあたり、ご助言及びご協力いただきました主に保健医療専門職やシステム構築の有識者の皆様、および、アンケート調査に回答いただきました自治体関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

F.健康危険情報

なし

G.研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

中久木康一, 福田英輝, 竹田飛鳥, 柳澤智仁, 安藤雄一, 森谷俊樹, 堀江博, 久保山裕子, 小玉剛, 災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査, 第72回日本口腔衛生学会 第72回日本口腔衛生学会学術大会, 2023年5月19日～5月21日, 大阪府国際交流センター, ポスター発表

H.知的財産権の出願・登録状況

なし

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

災害時における歯科保健医療活動推進のための指針に必要な項目の検討

研究代表者 中久木康一 東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 非勤講師
研究協力者 柳澤 智仁 東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長

研究要旨

【目的】自治体における災害時の歯科保健活動の推進のためには、自治体における活動指針が作成され、他職種と連携した保健活動が実施されることが期待される。一方で、災害時の歯科保健活動指針が作成されている自治体は少なく、その背景には、厚生労働省より災害時歯科保健に係る指針などが発出されていないことが指摘されている。実際に、どのような指針が発出されれば都道府県、そして市区町村における災害時の歯科保健活動指針の作成に結び付くのかを検討するため、その項目を検討した。

【方法】自治体における歯科保健活動の政策立案にかかわる可能性のある行政歯科職より、オンラインでの集団インタビュー方式で意見を聴取し、その意見をまとめた。

【結果】課題や求められているものは多岐に渡り、自治体による違いが大きいことが示唆された。実際に指針を作成する場合に含まれるべき項目としては、主に調整に係るものが多くあげられ、フェーズごとでの自治体や保健所の担う役割を整理した一覧表も必要とされた。厚生労働省から都道府県宛の災害時の歯科保健医療活動の指針等が発出される場合、定まり過ぎたものではなく、それぞれの項目における考え方を示してあるほうが活用しやすい面もあることが指摘された。

A. 研究目的

令和4年度時点で、厚生労働省より災害時歯科保健に係る指針等は発出されておらず、各自治体において対応等について検討せざるを得ない状況にある。しかし、保健師や栄養士等他職種においては既に発出されていることから、実際に発災した地域において、根拠となる指針がない歯科については連携に遅れが生じる事例が散見される。

今般、災害時の歯科保健活動推進に向けた現状の課題整理及び今後発出されるべきガイドライン等のありべき姿について整理を行うことを目的として、都道府県庁・市区町村・保健所に所属する行政歯科職に対し、集団でのインタビューを実施した。

B. 研究方法

1. 対象

本研究班での方針に同意を得た自治体（都道府県庁、市区町村、保健所）の政策立案に携わる可能性のある立場の行政歯科職を対象とし、都道府県庁所属職員2名、保健所3名（うち2名は保健所長）の

協力を得た。

2. 方法

オンラインミーティングツールを活用し、集団インタビュー方式で意見聴取を実施した。

3. 期間

令和5年1月26日に実施した。

（倫理面への配慮）

本研究においては、インタビュー対象者の個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで施行した。

C. 研究結果

対象者インタビューによって、以下の通りの意見を確認した。

1. 現状の課題等について

1) 発災した場合には保健医療圏を中心に対策会議を設けるが、いざという時だけ参集しても実効性を伴わないので、調整会議等実施している。しかし、医療の話が中心となり、歯科の

話に及ぶことはほとんどない。保健所が災害時医療等を一定程度グリップすることになることから、保健所活動へのフィードバックがあるものが必要。

- 2) 保健所で災害時の歯科保健を担当するのは必ずしも歯科職種ではなく、栄養士・保健師であることが多い。そのため、歯科保健活動についての指針・マニュアルがないのは障壁になる。
- 3) 個々の災害時歯科保健活動は歯科医師会が担うことになるかと考えるが、その活動をするためのコーディネーターとして歯科専門職種が必要だが、行政歯科職種が不在の場合、担い手がいないのは課題。
- 4) 保健医療福祉調整本部内にコーディネーターを配置することや、協定締結等、都道府県が実施すべきことの整理を進めることが必要。特に、外部からの応援(JDAT(Japan Dental Alliance Team, 日本災害歯科支援チーム)等)を受け入れる受援体制の確認は急務。
- 5) 国が発出している「大規模災害時の体制整備」の中に歯科の位置づけがないのが最大の問題。また歯科に係るコーディネーター配置がないこともあり、都道府県の主管課に歯科専門職種がない場合、初動体制が取りにくくなる。
- 6) JDAT の名前が普及し始めており、第8次医療計画の中に入る見込み。併せて防災基本計画の歯科チームの文言も今後JDATに置き換わる方針と認識している中、厚労省から局長通知等の発出で環境整備が進むことが今後望まれる展望

2. ガイドライン等について

- 1) 他職種が理解するために、マニュアルについてはA3用紙1枚程度の一覧表が別途あることが望ましい。実際にはある程度実施すべき事項をセレクションする必要があるが、何が重要なのか、何がポイントなのか全体像を把握できるものが必要。
- 2) どのような形で厚労省から発出されるかがポイント。ガイドラインなのかマニュアルなのか。保健所職員もそうだが、県庁職員がどのように認識して、災害医療体制に繋げるかが重要。歯科保健を分からない人が見て分かるものが必要。
- 3) フェーズの図を提示して、この時点でこのようなことをやるという内容を、見て確認でき

ることが重要。

- 4) 歯科保健活動のみではなく、歯科医療救護活動についての記載も必要。
- 5) 厚労省から発出されるガイドライン等について一番必要な事項は、どのような役割があるのかを明記すること。

3. 指針に必要な項目について

具体的に指針に必要とされる項目に対する意見を伺い、最低でも必要な項目を下記の項目が必要になることが示された。

1 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について

(I) 災害時歯科保健医療体制の整備

- ① 災害時歯科保健医療活動のコーディネーターをする者(災害歯科コーディネーター)の配置
- (2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備
 - ① 地域防災計画、医療計画等に係る災害時歯科保健医療活動の整備(位置付け)
 - ② 災害時歯科保健医療活動に係るマニュアル等の整備
 - ③ 災害時歯科保健医療活動に係る関係機関との協定の締結
- (3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

2 災害時における歯科保健医療活動の実施について

- (1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携
 - ① 保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画
 - ② 歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整
- (2) 災害時歯科保健医療活動の実施
 - ① 災害時歯科保健医療チームの派遣調整
 - ② 災害時歯科保健医療チームの活動
 - ③ 災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携
 - ④ 災害時歯科保健医療活動に係る受援
 - ⑤ 災害時歯科保健活動への移行
- (3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

D. 考察

各自治体において、災害時の歯科保健活動について、明確な根拠となる厚生労働省発出の指針等の不存在は、一定程度想定障壁になっていることが示唆された。災害時においては、市区町村、都道府県、国が同じ方針の下で稼働する必要があり、そのためには国すなわち厚生労働省からの指針等が重要な役割となる。

東日本大震災以降、豪雨災害を含め、多くの災害が発生し、その都度、国主導で医療救護所や避難所の運営等医療や保健について見直しが図られ、より有機的に稼働できるよう進められてきている一方、歯科保健活動については日本歯科医師会主導でJDATの組織構成等進んでいるが、大半は現場レベルでの対応を共有するのにとどまっている。

また、各市区町村にはほぼ配置されている保健師と異なり、歯科関係職種は必ずしも全ての自治体に配属しているわけではない。このため、発災時の歯科保健活動については歯科関係職種以外が主導し、地域の歯科医師会等と連携して活動する必要がある。そのため、指針等と共に、マニュアル等の整備も必要になることが確認された。

E. 結論

各自治体において、災害時の歯科保健活動の指針を示すためには、都道府県においては厚生労働省からの、市区町村においては都道府県からの方針の提示が大きな推進材料となることが示唆された。一方で自治体による違いは大きく、一律に規定するのではなく、必要な項目ごとに各自治体で指針を作成するための参考となる

考え方として示す方法が提案された。

謝辞

本研究にあたり、ご助言及びご協力いただきました自治体の歯科専門職の皆様に、心より感謝申し上げます。

参考資料

- 1) 趣旨説明・現状の課題，公衆衛生における歯科保健を考える～災害時の多職種連携のために必要なこと～，第80回日本公衆衛生学会 自由集会，2021年12月22日，新宿NSビル，<http://jsdphd.umin.jp/pdf/20211222.freemeeting.jsph80.handout.ver.2.nkkk.pdf>
- 2) 青山 謙一，静間 夕香，行歯会「災害に関する会員アンケート」結果報告，行歯会だより第169号，P6-9，令和4年3月号，https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No169_202203.pdf
- 3) 田中 麗，赤城 裕理，第80回日本公衆衛生学会総会・自由集会参加報告「公衆衛生における歯科保健を考える～災害時の多職種連携のために必要なこと～」，行歯会だより第169号，p10-11，令和4年3月号，https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/contents/No169_202203.pdf

知的財産権の出願・登録状況

なし

- 1.特許取得
なし
- 2.実用新案登録
なし
- 3.その他

災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

研究分担者 福田英輝 国立保健医療科学院 統括研究官
研究協力者 竹田飛鳥 国立保健医療科学院健康危機管理研究部・主任研究官

研究要旨

【目的】本研究の目的は、全国都道府県および保健所設置市・区における災害時歯科保健医療体制やマニュアル・指針の作成状況等の現状把握を行うことである。

【研究方法】全国のすべての都道府県（47自治体）、および保健所設置市・特別区（108自治体）、合計155自治体における「災害時保健医療担当主管部（局）」を対象として、災害時の歯科保健医療に関する体制等を内容とした郵送調査を実施した。本報告書では、「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析を行った。

【結果】保健医療計画の「災害時の医療」において歯科保健医療に関する項目の記載がある自治体の割合は全体で51.8%であった。また災害時の保健医療調整本部に歯科専門職を災害医療コーディネーターとして委嘱している都道府県の割合はわずかに18.9%であった。さらに災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアルや指針を作成している自治体の割合は全体で24.6%と小さかった。

災害時の他組織との連携については、歯科医師会と「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」を締結していた自治体の割合、および「災害歯科保健医療連絡協議会」が発出するJDAT（日本災害歯科支援チーム）を認識している自治体の割合は比較的高かった。その一方、避難所設営時に歯科保健医療対策の視点を考慮している自治体の割合は47.4%であった。また災害時における要配慮者対策として歯科保健項目を入れている自治体の割合は27.6%と小さかった。災害時の健康維持対策として口腔ケアの必要性を住民に周知している自治体の割合は、半数程度（48.3%）であった。

【まとめ】保健医療計画、および災害時の保健医療調整本部への歯科保健医療の関与、災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアル作成、および歯科専門職種以外への歯科保健に関する研修等の歯科保健医療体制の確立が、十分に進んでいないことが明らかとなった。各自治体の日頃の災害対応や防災活動が円滑に実施できるよう、また要配慮者対応を含む避難所における歯科保健体制の整備が円滑に実施できるよう活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

A. 研究目的

大規模災害時には、電気・水道・ガスなどの基本インフラが失われ、衛生的な環境の整わない生活が長期化することによる健康危機が懸念される。災害時の健康危機管理を目的として、平成25年8月には「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（1）が策定された。また「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（3）、及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（2）の策定もすすめられてきた。しかしながら、これら指針やガイドラインには口腔衛生管理についての記載はなく、更には、自治体を対象とした災害時の歯科保健活動等に関する指針は提示されていない

ため、避難所・福祉避難所における健康危機管理体制の中で口腔衛生の観点が見落とされやすい等の状況が生じている。

本研究の目的は、全国の都道府県および保健所を設置する市区の災害時保健医療担当部局を対象に、災害時の歯科保健医療に関する自治体としての体制、他組織との連携、要配慮者への対策、および住民への周知を内容としたアンケート調査を実施し、自治体における災害時歯科保健医療体制の現状を把握することである。

B. 研究方法

本調査は、全国のすべての都道府県（47自治体）、

および保健所設置市・特別区（108 自治体）、合計 155 自治体における「災害時保健医療担当主管部（局）」を対象として郵送法にて実施した。調査票の内容は、災害時の歯科保健医療に関する自治体としての体制、他組織との連携、要配慮者への対策、および住民への周知等であった（添付資料 1：調査票）。調査票は、平成 4（2022）年 10 月 13 日に投函・依頼を行い、同年 12 月 9 日を締め切り日として回収を行った。

回答した都道府県数、および保健所設置市・特別区は、それぞれ 37（回収率 78.7%）、および 81（回収率 75.0%）であった。都道府県数、および保健所設置市・特別区における回収率は、それぞれ 78.7%、および 75.0%であった。なお、本報告書では、「都道府県」および「保健所設置市（保健所設置市および特別区）」に区分して分析を行った。なお、区分間の割合の検定には、カイ二乗検定を用い、有意水準は 5%とした。

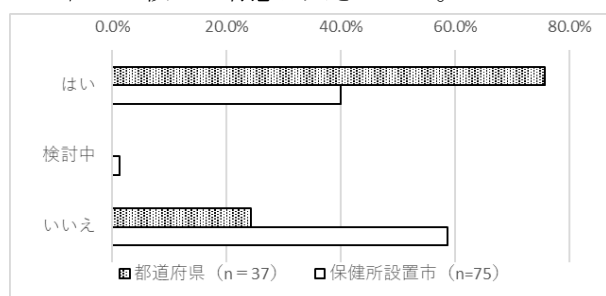
本報告書では、調査票のなかからとくに重要であると考えられた 12 項目について報告する。全項目の状況については、資料 2 に記載した。

本研究は、国立保健医療科学院の研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した（承認番号 NIPH-IBRA#12418）

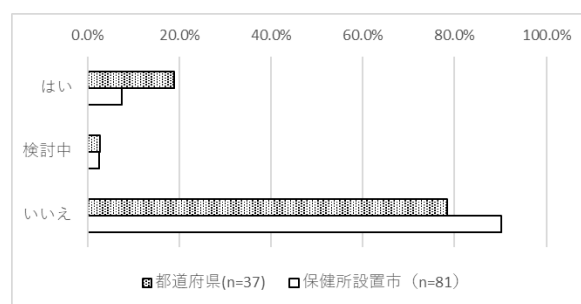
C. 研究結果

1. 災害時の歯科保健体制

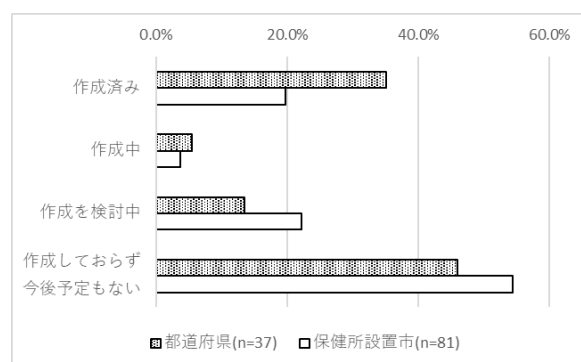
1) 保健医療計画「災害時の医療」のなかに、歯科保健医療に関する項目を記載していると回答した都道府県の割合は 75.7%であり、保健所設置市 40.0%と比較して有意に大きかった。



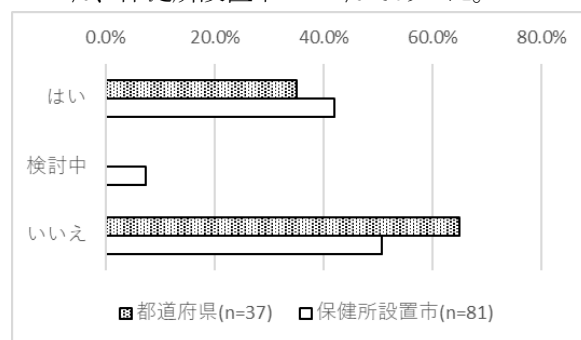
2) 保健医療調整本部に、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士など）の災害医療コーディネーターを委嘱していると回答した都道府県の割合は 18.9%、保健所設置市 7.4%であった。



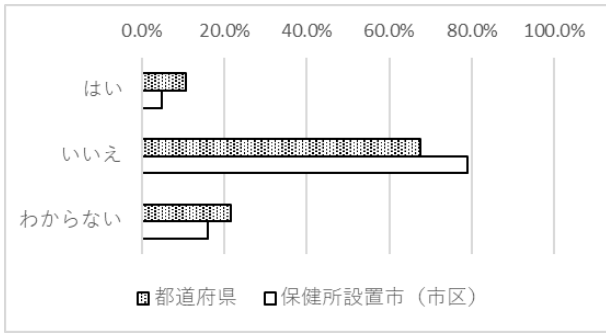
3) 災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアル・指針を作成していると回答した都道府県の割合は 35.1%、保健所設置市 19.8%であった。



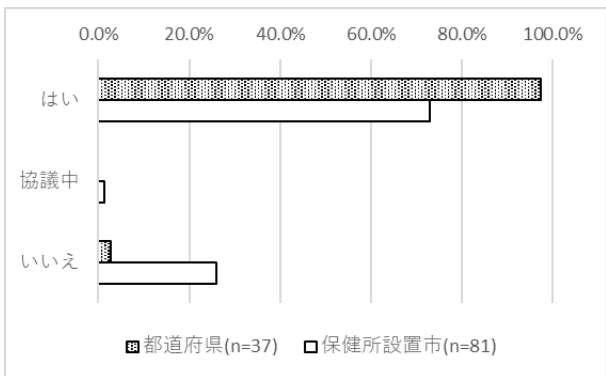
4) 災害時の備蓄（防災備蓄）として口腔ケア関連の物品（歯ブラシ、歯磨剤、デンタルリンス・マウスウォッシュ、デンタルフロス、入れ歯洗浄剤など）が含まれていると回答した都道府県の割合は 35.1%、保健所設置市 42.0%であった。



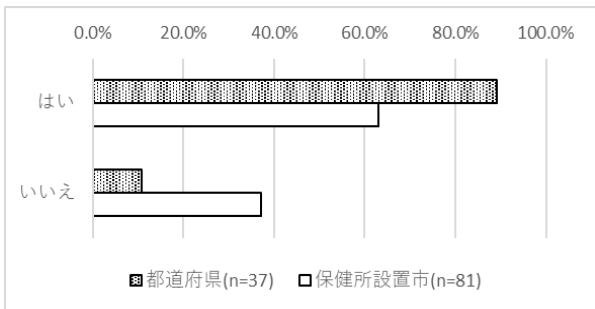
5) 歯科専門職以外の職員に対する災害時対応の研修において、災害時の歯科保健に関する項目が含まれていると回答した都道府県の割合は 10.8%、保健所設置市 4.9%であった。



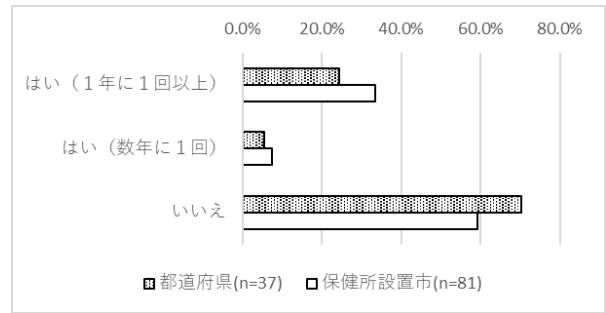
2. 災害時の歯科保健医療における他組織との連携
 1) 歯科医師会と「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」等を独自に締結していると回答した都道府県の割合は 97.3%であり、保健所設置市 72.8%と比較して有意に大きかった。



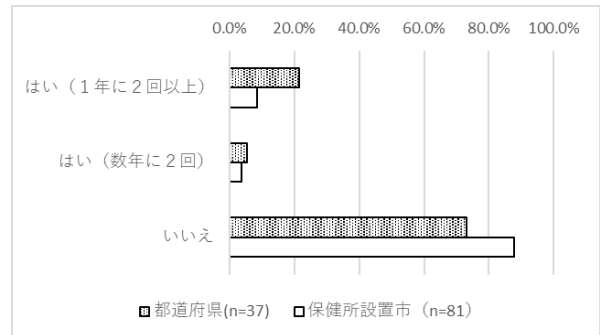
2) 日本災害歯科支援チーム (JDAT; Japan Dental Alliance Team) を知っているとした都道府県の割合 89.2%であり、保健所設置市 63.0%と比較して有意に大きかった。



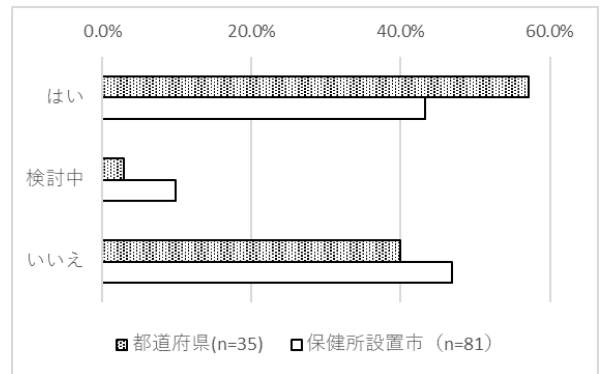
3) 災害時の歯科保健医療支援を行うため、歯科支援者(歯科医師会など)との連携に関する確認の会議や協議等を、1年に1回以上定期開催していると回答した都道府県の割合は 24.3%、保健所設置市 33.3%であった。



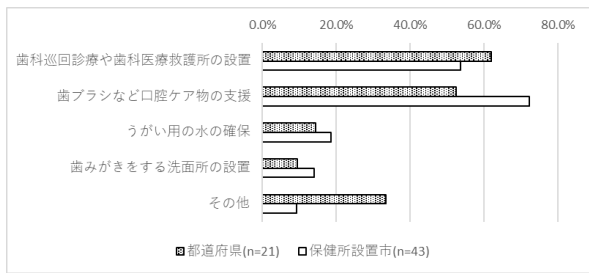
4) 歯科保健医療支援を行う者への教育・研修を実施していると回答した都道府県の割合は 21.6%、保健所設置市 8.6%であった。



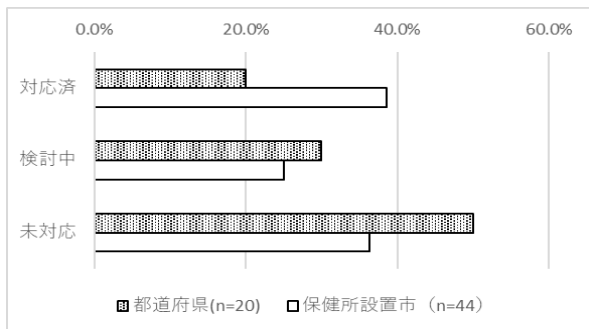
5) 避難所設営において、被災者の歯科保健医療対策の視点を考慮していると回答した都道府県の割合は 57.1%、保健所設置市 43.2%であった。



歯科保健医療対策の視点を考慮している、あるいは検討中と回答した都道府県においては、「歯科巡回診療や歯科医療救護所の設置」と回答した割合が最も大きく 61.9%であった。一方、保健所設置市においては、「歯ブラシなど口腔ケア物資の支援」と回答した市区が最も大きく 72.1%であった。

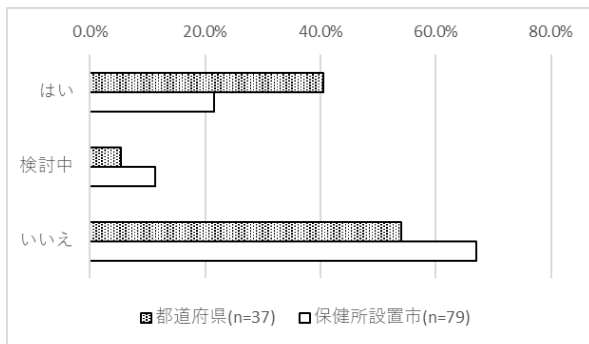


また新型コロナウイルス感染症などの感染症蔓延下でも対応を既に考慮しているとした自治体の割合は、全体では32.8%であった。



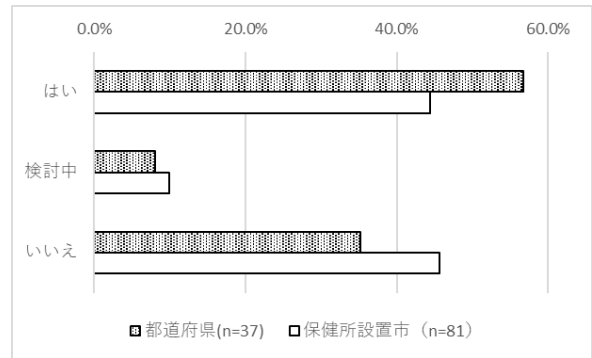
3. 災害時における要配慮者対策

災害時要配慮者への歯科保健項目を入れていると回答した都道府県の割合は40.5%であり、保健所設置市21.5%と比較して有意に大きかった。



4. 住民への周知

災害時の健康維持対策の一環として、災害時に歯科保健（口腔ケアなど）がおろそかになると、口腔感染症や誤嚥性肺炎などの健康に影響が出る可能性があることを住民に周知していると回答した都道府県は56.8%、保健所設置市44.4%であった。



D. 考察

本研究では、保健医療計画、および災害時の保健医療調整本部への歯科保健医療の関与、災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアル作成、および歯科専門職種以外への歯科保健に関する研修等の取り組みについては、過去に行われた自治体を対象とした調査（4）（5）と比較して改善しているものの、十分に進んでいない実態が明らかとなった。

災害時の他組織との連携については、歯科医師会と「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」を締結していた自治体の割合、および「災害歯科保健医療連絡協議会」が発出する JDAT（日本災害歯科支援チーム）を認識している自治体の割合は比較的高く、歯科医療専門職との連携状況は良好であることが伺えた。その一方、避難所設営時に歯科保健医療対策の視点を考慮している自治体の割合は47.4%にとどまっていた。また災害時における要配慮者対策として歯科保健項目を入れている自治体の割合は27.6%と小さく、要配慮者を含む具体的な歯科保健医療活動への対応が十分に準備できていない実態が明らかとなった。

災害時の健康維持対策として口腔ケアの必要性を住民に周知している自治体の割合は、半数程度（48.3%）であり、さらに住民への啓発活動を推進する必要性が伺えた。

各自治体の日頃の災害対応や防災活動において、住民や歯科専門職種以外の者に対して歯科口腔保健の意義や影響に関する周知・啓発を徹底すること、また要配慮者対応を含む避難所における歯科保健体制の整備が円滑に実施できるよう活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

E. 結論

全国のすべての都道府県、および保健所設置市・特別区を対象として災害時の歯科保健医療に関する自治体としての体制等を内容とした調査を実施した。その結果、保健医療計画、および災害時の保健医療調整本部への歯科保健医療の関与、災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアル作成、および歯科専門職種以外への歯科保健に関する研修等の歯科保健医療体制の確立が、十分に進んでいないことが明らかとなった。各自治体の日頃の災害対応や防災活動が円滑に実施できるよう活動指針やマニュアル作成の支援が必要であることが示された。

【参考文献】

(1) 内閣府. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針. 平成25年8月.

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyokakuho-honbun.pdf>

(2) 内閣府. 福祉避難所の確保・運営ガイドライン. 令和3年5月改定.

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf

(3) 内閣府. 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン. 平成28年4月.

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf

(4) 寺岡加代、河原和夫. 大規模災害時における歯科保健医療体制に関する実態調査. 口腔病学会雑誌 2007 ; 74 : 143-154.

(5) 厚生労働科学研究費補助金. 総合研究報告書「大規模災害時における歯科保健医療の健康危機管理体制の構築に関する研究」(代表:中久木康一). 平成22年(2010)年3月.

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2009/094061/200942039B/200942039B0001.pdf>

知的財産権の出願・登録状況
なし

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査

別紙の依頼文を読み、「災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査」に同意・回答いただける場合は、以下の□にチェックをお願いいたします。

□ 「災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた現状調査」に同意し、以下のように回答いたします。

回答日： 令和 年 月 日

() 都・道・府・県 記載部署： _____

TEL： _____ Email： _____ 記載者名： _____

・各問の該当する数字に○、または () 内に記載をしてください。

貴自治体は、以下のうちどれに当てはまりますか。

1. 都道府県 2. 特別区 3. 指定都市 4. 中核市

I. 【経験】

問1 貴自治体は、東日本大震災（2011年3月）以降に、貴自治体内に避難所を立ち上げた経験がありますか（台風などに対する事前避難も含む）？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 いいえ

II. 【災害時の歯科保健医療体制】

問2 貴自治体の地域防災計画に、歯科保健医療に関する記載はありますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問3 貴自治体の保健医療計画の「災害時の医療」のなかに、歯科保健医療に関する記載はありますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問4 貴自治体の保健医療調整本部に、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士など）の災害医療コーディネーターを委嘱していますか？（〇はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

→ 「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような立場の方ですか？（〇はいくつでも）

- 1 歯科医師会 2 大学 3 病院 4 その他

問5 貴自治体の口腔保健支援センターの役割に「災害時における歯科保健体制の研修の企画」が含まれていますか？（〇はひとつだけ）

- 1 口腔保健支援センターがあり、役割に災害時に向けた研修が含まれている
2 口腔保健支援センターはあるが、役割に災害時に向けた研修は含まれていない
3 口腔保健支援センターの設置はない

問6 貴自治体において、災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアルや指針を作成していますか？（〇はひとつだけ）

- 1 作成済み 2 作成中 3 作成を検討中 4 作成しておらず、今後予定もない

問7 災害時の避難所などにおける歯科保健医療のニーズアセスメントに関する方法や書式を定めていますか？（〇はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問8 災害時の備蓄（防災備蓄）に口腔ケア関連※のものが含まれていますか？※歯ブラシ、歯磨剤、デンタルリンス・マウスウォッシュ、デンタルフロス、入れ歯洗浄剤など（〇はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

→ 「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような形式ですか？（〇はいくつでも）

- 1 自治体もしくは避難所などが管理する倉庫にての備蓄
2 外部組織（ドラッグストアなど）との契約での循環備蓄
3 関連団体（歯科医師会など）に依頼しての備蓄
4 その他

問 1 2 歯科医師会以外に、貴自治体と災害時歯科保健医療救護協定等を締結している歯科関係の団体・組織（歯科衛生士会、大学・病院など）はありますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 協議中 3 いいえ

→ 「1 はい」、「2 協議中」の場合は、どのような団体・組織ですか？（○はいくつでも）

- 1 大学 2 病院 3 歯科衛生士会 4 その他

問 1 3 貴自治体において、自治体および歯科医師会以外の歯科関係組織・団体も含めた、災害時の歯科保健医療体制を検討するための「災害歯科保健医療連絡協議会」等が組織されていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 協議中 3 いいえ 4 わからない

問 1 4 災害時の歯科保健医療支援を、地域内（市町村の場合は市町村の歯科医師会など、都道府県の場合は都道府県の歯科医師会など）に依頼する場合の方法は、災害時にも連絡がとれる手段により確立されていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問 1 5 災害時の歯科保健医療支援を、他の地域（市町村の場合は県内他市町村、都道府県の場合は都道府県外）から受けることを想定しての「受援」の体制を検討していますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問 1 6 歯科では「災害歯科保健医療連絡協議会」が、平常時の防災に関わり、災害時には支援もしくは受援の中核を担う「日本災害歯科支援チーム」（JDAT; Japan Dental Alliance Team）を2022年3月に発足させました。このJDAT発足について、ご存知でしたか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 いいえ

問 1 7 災害時に住民の歯科保健医療支援を行う、貴自治体職員以外の歯科支援者（歯科医師会など）との連携に関する確認の会議や協議などは、定期的に行われていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい（1年に1回以上） 2 はい（数年に1回） 3 いいえ

問 1 8 災害時に住民の歯科保健医療支援を行う貴自治体職員以外の歯科支援者（歯科医師会など）に対する教育・研修を実施（予算措置を含む）していますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい（1年に1回以上） 2 はい（数年に1回） 3 いいえ

問 1 9 災害時の避難所設営において、被災者の歯科保健医療対策の視点は考慮されていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

→ 「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような視点ですか？（○はいくつでも）

- 1 歯科巡回診療や歯科医療救護所の設置
- 2 歯ブラシなど口腔ケア物資の支援
- 3 うがい用の水の確保
- 4 歯みがきをする洗面所の設置
- 5 その他

→ 「1 はい」、「2 検討中」の場合は、新型コロナウイルス感染症などの感染症蔓延下においても、上記の対応が考慮されるように対応されていますか？（○はひとつだけ）

- 1 対応済 2 検討中 3 未対応

問 2 0 被災地域の住民全体に対する健康支援対策として、歯科専門職による相談対応などがオンラインでできる仕組みを検討していますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

IV. 【災害時要配慮者対策】

問 2 1 災害時要配慮者に対する健康支援対策の中に、歯科保健の項目（口腔ケアの啓発や実施など）が入っていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問 2 2 災害時の要配慮者に対する、避難所・福祉避難所・介護/福祉施設などにおける口腔ケアの啓発や実施などの支援体制を整備していますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問 2 3 災害時の要配慮者への対策の中に、摂食嚥下障害者への”「食べる」支援”対応が検討されていますか？（※「食べる」支援とは、口腔ケア、咀嚼の確立、食形態の調整、嚥下リハビリテーションなどを、多職種で包括的に支援する体制を示しています）（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

V. 【住民への周知】

問 2 4 災害時に歯科保健（口腔ケアなど）がおろそかになると、口腔感染症や誤嚥性肺炎などの健康に影響が出る可能性があることも、災害時の健康維持対策の一環として、住民に周知していますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

問 2 5 住民に対し準備を啓発されている災害時の非常用持ち出し品の中に、歯ブラシや歯磨剤などの口腔ケア用品は入っていますか？（○はひとつだけ）

- 1 はい 2 検討中 3 いいえ

VI. 【その他】

問 2 6 災害時の歯科保健活動のための活動指針（案）の作成に関し、これまでのご経験などからのご意見がありましたら、お教えください。（自由記載）

設問は以上です。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました

添付資料 2

問1 貴自治体は、東日本大震災（2011年3月）以降に、貴自治体内に避難所を立ち上げた経験がありますか（台風などに対する事前避難も含む）？（○はひとつだけ）

	はい		いいえ		合計	
都道府県	26	70.3%	11	29.7%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	75	92.6%	6	7.4%	81	100.0%
合計	101	85.6%	17	14.4%	118	100.0%

問2 貴自治体の地域防災計画に、歯科保健医療に関する記載はありますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	28	75.7%	1	2.7%	8	21.6%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	60	74.1%	0	0.0%	21	25.9%	81	100.0%
合計	88	74.6%	1	0.8%	29	24.6%	118	100.0%

問3 貴自治体の保健医療計画の「災害時の医療」のなかに、歯科保健医療に関する記載はありますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	28	75.7%	0	0.0%	9	24.3%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	30	40.0%	1	1.3%	44	58.7%	75	100.0%
合計	58	51.8%	1	0.9%	53	47.3%	112	100.0%
未回答							6	

問4 貴自治体の保健医療調整本部に、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士など）の災害医療コーディネーターを委嘱していますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	7	18.9%	1	2.7%	29	78.4%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	6	7.4%	2	2.5%	73	90.1%	81	100.0%
合計	13	11.0%	3	2.5%	102	86.4%	118	100.0%

→「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような立場の方ですか？（○はいくつでも）

	歯科医師会		大学		病院		その他		合計	
都道府県	7	87.5%	1	12.5%	2	25.0%	1	12.5%	8	100.0%
保健所設置市（市区）	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	100.0%
合計	15	93.8%	1	6.3%	2	12.5%	1	6.3%	16	100.0%

問5 貴自治体の口腔保健支援センターの役割に「災害時における歯科保健体制の研修の企画」が含まれていますか？（○はひとつだけ）

	口腔保健支援センターがあり、役割に災害時に向けた研修が含まれている		口腔保健支援センターはあるが、役割に災害時に向けた研修は含まれていない		口腔保健支援センターの設置はない		合計	
都道府県	8	21.6%	22	59.5%	7	18.9%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	3	3.8%	22	27.5%	55	68.8%	80	100.0%
合計	11	9.4%	44	37.6%	62	53.0%	117	100.0%
未回答							1	

問6 貴自治体において、災害時の歯科保健医療対策に関するマニュアルや指針を作成していますか？（○はひとつだけ）

	作成済み		作成中		作成を検討中		作成しておらず、今後予定もない		合計	
都道府県	13	35.1%	2	5.4%	5	13.5%	17	45.9%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	16	19.8%	3	3.7%	18	22.2%	44	54.3%	81	100.0%
合計	29	24.6%	5	4.2%	23	19.5%	61	51.7%	118	100.0%

問7 災害時の避難所などにおける歯科保健医療のニーズアセスメントに関する方法や書式を定めていますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	10	27.0%	5	13.5%	22	59.5%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	21	25.9%	7	8.6%	53	65.4%	81	100.0%
合計	31	26.3%	12	10.2%	75	63.6%	118	100.0%

問8 災害時の備蓄（防災備蓄）に口腔ケア関連※のものが含まれていますか？※歯ブラシ、歯磨剤、デンタルリンス・マウスウォッシュ、デンタルフロス、入れ歯洗浄剤など（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	13	35.1%	0	0.0%	24	64.9%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	34	42.0%	6	7.4%	41	50.6%	81	100.0%
合計	47	39.8%	6	5.1%	65	55.1%	118	100.0%

→「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような形式ですか？（○はいくつでも）

	自治体もしくは避難 所などが管理する倉 庫にての備蓄		外部組織（ドラッグ ストアなど）との契 約での循環備蓄		関連団体（歯科医師 会など）に依頼して の備蓄		その他		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	6	46.2%	2	15.4%	4	30.8%	3	23.1%	13	100.0%
保健所設置市（市区）	33	82.5%	6	15.0%	1	2.5%	3	7.5%	40	100.0%
合計	39	73.6%	8	15.1%	5	9.4%	6	11.3%	53	100.0%

問9 自治体内の歯科診療所の被災状況や回復状況を、被災後早期に把握する方法を、具体的に定めていますか？（○はひとつだけ）

	はい	検討中	いいえ	合計				
都道府県	18	48.6%	4	10.8%	15	40.5%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	26	32.1%	11	13.6%	44	54.3%	81	100.0%
合計	44	37.3%	15	12.7%	59	50.0%	118	100.0%

→「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような方法ですか？（○はいくつでも）

	自治体にて独自に確 認する		関係団体（歯科医師 会など）と連携して 確認することとなっ ている		その他		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	8	36.4%	18	81.8%	1	4.5%	22	100.0%
保健所設置市（市区）	3	8.1%	35	94.6%	2	5.4%	37	100.0%
合計	11	18.6%	53	89.8%	3	5.1%	59	100.0%

問10 貴自治体の歯科専門職以外の職員に対する災害時対応の研修において、災害時の歯科保健に関する項目が含まれていますか？（○はひとつだけ）

	はい	いいえ	わからない	合計				
都道府県	4	10.8%	25	67.6%	8	21.6%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	4	4.9%	64	79.0%	13	16.0%	81	100.0%
合計	8	6.8%	89	75.4%	21	17.8%	118	100.0%

→「1 はい」の場合は、どのような形式ですか？（○はいくつでも）

	自治体が行う研修 に、含まれている		管轄保健所が開催す る研修に、含まれて いる		その他		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	3	75.0%	2	50.0%	0	0.0%	4	100.0%
保健所設置市（市区）	2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%	4	100.0%
合計	5	62.5%	3	37.5%	1	12.5%	8	100.0%

問1 1 貴自治体と歯科医師会※との間で、「災害時の歯科保健や歯科医療救護に関する協定」等を締結していますか？（※都道府県の場合は都道府県歯科医師会との間で、市町村では市町村（もしくは地域）歯科医師会との間で、独自の協定等が締結されているか、をお教えください）？（○はひとつだけ）

	はい		協議中		いいえ		合計	
都道府県	36	97.3%	0	0.0%	1	2.7%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	59	72.8%	1	1.2%	21	25.9%	81	100.0%
合計	95	80.5%	1	0.8%	22	18.6%	118	100.0%

問1 2 歯科医師会以外に、貴自治体と災害時歯科保健医療救護協定等を締結している歯科関係の団体・組織（歯科衛生士会、大学・病院など）はありますか？（○はひとつだけ）

	はい		協議中		いいえ		合計	
都道府県	6	16.2%	0	0.0%	31	83.8%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	3	3.7%	0	0.0%	78	96.3%	81	100.0%
合計	9	7.6%	0	0.0%	109	92.4%	118	100.0%

→「1 はい」、「2 協議中」の場合は、どのような団体・組織ですか？（○はいくつでも）

	大学		病院		歯科衛生士会		その他		合計	
都道府県	1	16.7%	0	0.0%	1	16.7%	4	66.7%	6	100.0%
保健所設置市（市区）	1	33.3%	1	33.3%	0	0.0%	2	66.7%	3	100.0%
合計	2	22.2%	1	11.1%	1	11.1%	6	66.7%	9	100.0%

問1 3 貴自治体において、自治体および歯科医師会以外の歯科関係組織・団体も含めた、災害時の歯科保健医療体制を検討するための「災害歯科保健医療連絡協議会」等が組織されていますか？（○はひとつだけ）

	はい		協議中		いいえ		わからない		合計	
都道府県	5	13.5%	2	5.4%	30	81.1%	0	0.0%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	6	7.4%	0	0.0%	70	86.4%	5	6.2%	81	100.0%
合計	11	9.3%	2	1.7%	100	84.7%	5	4.2%	118	100.0%

問1 4 災害時の歯科保健医療支援を、地域内（市町村の場合は市町村の歯科医師会など、都道府県の場合は都道府県の歯科医師会など）に依頼する場合の方法は、災害時にも連絡がとれる手段により確立されていますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	20	54.1%	2	5.4%	15	40.5%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	39	48.1%	12	14.8%	30	37.0%	81	100.0%
合計	59	50.0%	14	11.9%	45	38.1%	118	100.0%

問15 災害時の歯科保健医療支援を、他の地域（市町村の場合は県内他市町村、都道府県の場合は都道府県外）から受けることを想定しての「受援」の体制を検討していますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	10	27.0%	5	13.5%	22	59.5%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	16	20.0%	7	8.8%	57	71.3%	80	100.0%
合計	26	22.2%	12	10.3%	79	67.5%	117	100.0%
未回答							1	

問16 歯科では「災害歯科保健医療連絡協議会」が、平常時の防災に関わり、災害時には支援もしくは受援の中核を担う「日本災害歯科支援チーム」(JDAT; Japan Dental Alliance Team)を2022年3月に発足させました。このJDAT発足について、ご存知でしたか？（○はひとつだけ）

	はい		いいえ		合計	
都道府県	33	89.2%	4	10.8%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	51	63.0%	30	37.0%	81	100.0%
合計	84	71.2%	34	28.8%	118	100.0%

問17 災害時に住民の歯科保健医療支援を行う、貴自治体職員以外の歯科支援者（歯科医師会など）との連携に関する確認の会議や協議などは、定期的に行われていますか？（○はひとつだけ）

	はい（1年に1回以上）		はい（数年に1回）		いいえ		合計	
都道府県	9	24.3%	2	5.4%	26	70.3%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	27	33.3%	6	7.4%	48	59.3%	81	100.0%
合計	36	30.5%	8	6.8%	74	62.7%	118	100.0%

問18 災害時に住民の歯科保健医療支援を行う貴自治体職員以外の歯科支援者（歯科医師会など）に対する教育・研修を実施（予算措置を含む）していますか？（○はひとつだけ）

	はい（1年に1回以上）		はい（数年に1回）		いいえ		合計	
都道府県	8	21.6%	2	5.4%	27	73.0%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	7	8.6%	3	3.7%	71	87.7%	81	100.0%
合計	15	12.7%	5	4.2%	98	83.1%	118	100.0%

問19 災害時の避難所設営において、被災者の歯科保健医療対策の視点は考慮されていますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	20	57.1%	1	2.9%	14	40.0%	35	100.0%
保健所設置市（市区）	35	43.2%	8	9.9%	38	46.9%	81	100.0%
合計	55	47.4%	9	7.8%	52	44.8%	116	100.0%
未回答							2	

→「1 はい」、「2 検討中」の場合は、どのような視点ですか？（○はいくつでも）

	考慮している視点										合計	
	歯科巡回診療や歯科医療救護所の設置		歯ブラシなど口腔ケア物資の支援		うがい用の水の確保		歯みがきをする洗面所の設置		その他			
都道府県	13	61.9%	11	52.4%	3	14.3%	2	9.5%	7	33.3%	21	100.0%
保健所設置市（市区）	23	53.5%	31	72.1%	8	18.6%	6	14.0%	4	9.3%	43	100.0%
合計	36	56.3%	42	65.6%	11	17.2%	8	12.5%	11	17.2%	64	100.0%

→「1 はい」、「2 検討中」の場合は、新型コロナウイルス感染症などの感染症蔓延下においても、上記の対応が考慮されるように対応されていますか？（○はひとつだけ）

	感染症蔓延下での対応						合計	
	対応済		検討中		未対応			
都道府県	4	20.0%	6	30.0%	10	50.0%	20	100.0%
保健所設置市（市区）	17	38.6%	11	25.0%	16	36.4%	44	100.0%
合計	21	32.8%	17	26.6%	26	40.6%	64	100.0%

問20 被災地域の住民全体に対する健康支援対策として、歯科専門職による相談対応などがオンラインでできる仕組みを検討していますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	0	0.0%	1	2.7%	36	97.3%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	3	3.7%	1	1.2%	77	95.1%	81	100.0%
合計	3	2.5%	2	1.7%	113	95.8%	118	100.0%

問21 災害時要配慮者に対する健康支援対策の中に、歯科保健の項目（口腔ケアの啓発や実施など）が入っていますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	15	40.5%	2	5.4%	20	54.1%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	17	21.5%	9	11.4%	53	67.1%	79	100.0%
合計	32	27.6%	11	9.5%	73	62.9%	116	100.0%
未回答							2	

問22 災害時の要配慮者に対する、避難所・福祉避難所・介護/福祉施設などにおける口腔ケアの啓発や実施などの支援体制を整備していますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	10	27.0%	2	5.4%	25	67.6%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	9	11.3%	10	12.5%	61	76.3%	80	100.0%
合計	19	16.2%	12	10.3%	86	73.5%	117	100.0%
未回答							1	

問23 災害時の要配慮者への対策の中に、摂食嚥下障害者への”「食べる」支援”対応が検討されていますか？（※「食べる」支援とは、口腔ケア、咀嚼の確立、食形態の調整、嚥下リハビリテーションなどを、多職種で包括的に支援する体制を示しています）（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	7	18.9%	4	10.8%	26	70.3%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	8	10.0%	8	10.0%	64	80.0%	80	100.0%
合計	15	12.8%	12	10.3%	90	76.9%	117	100.0%
未回答							1	

問24 災害時に歯科保健（口腔ケアなど）がおろそかになると、口腔感染症や誤嚥性肺炎などの健康に影響が出る可能性があることも、災害時の健康維持対策の一環として、住民に周知していますか？
（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	21	56.8%	3	8.1%	13	35.1%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	36	44.4%	8	9.9%	37	45.7%	81	100.0%
合計	57	48.3%	11	9.3%	50	42.4%	118	100.0%

問25 住民に対し準備を啓発されている災害時の非常用持ち出し品の中に、歯ブラシや歯磨剤などの口腔ケア用品は入っていますか？（○はひとつだけ）

	はい		検討中		いいえ		合計	
都道府県	26	70.3%	2	5.4%	9	24.3%	37	100.0%
保健所設置市（市区）	49	60.5%	8	9.9%	24	29.6%	81	100.0%
合計	75	63.6%	10	8.5%	33	28.0%	118	100.0%

「災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針」の作成に向けた検討

研究代表者 中久木康一 東京医科歯科大学 大学院 医歯学総合研究科 非常勤講師
研究協力者 柳澤 智仁 東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長
堀江 博 奈良県 福祉医療部医療政策局 健康推進課 主任調整員
安藤 雄一 国立保健医療科学院 生涯健康研究部 特任研究官
森谷 俊樹 岩手県 二戸保健所長
小玉 剛 日本歯科医師会 常務理事
久保山裕子 日本歯科衛生士会 副会長

研究要旨

【目的】本研究においては、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な文書や資料などの情報を作成することを目的とした。

【方法】まず、自治体における歯科保健医療体制の整備に係る行政歯科職などの有識者より、研究班会議や検討会にて意見を収集して「自治体の災害時歯科保健医療活動マニュアル」の案を作成し、更に研究班会議や検討会にて修正加筆を繰り返し、本研究における他の検討項目からの結果も踏まえ、文書および資料を作成した。

【結果】自治体における災害時の歯科保健医療支援体制の整備には、自治体ごとの特性にあわせた災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアルの作成が必要とされており、そのためにも、災害時の歯科保健医療支援の必要性の理解が自治体内で理解されることが必要と考えられ、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

A. 研究目的

大規模災害時には、電気・水道・ガスなどの基本インフラが失われ、衛生的な環境の整わない生活が長期化することによる健康危機が懸念される。このため、歯科保健医療支援も必要となるが、その体制が自治体の指針やマニュアルなどで定められている地域は未だ少なく、今後も想定される大規模災害時の健康危機管理の一端として、災害時の歯科保健医療支援体制の整備の推進は必須であると考えられる。

本研究においては、全国の自治体において災害時の歯科保健医療活動指針やマニュアルが作成されるために必要な情報を作成することを目的とした。

B. 研究方法

まず、自治体における歯科保健医療体制の整備に係る行政歯科職などの有識者より、研究班会議や検討会にて意見をうかがい、「自治体の災害時歯科保

健医療活動マニュアル」の案を作成した。

この案について、更に研究班会議や検討会にて、災害に係る歯科以外の保健医療や体制づくりに係る有識者からの意見をいただいて修正加筆を繰り返し、本研究における他の検討項目からの結果も踏まえ、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

（倫理面への配慮）

本研究においては、インタビュー対象者の個人情報には含まず侵襲を伴わないものであり、十分な倫理的配慮のもとで実施した。

C. 研究結果

1. 災害時の歯科保健医療体制や、その活動を推進するための指針の作成に関する意見の収集

下記の機会において、有識者より意見をいただいた。それぞれの開催日時、場所（形式）、参加者（所属、資格、人数）は下記のとおりであった。

- ◆ 令和4年7月6日（オンライン）
行政歯科職（3名（うち保健所長1名））、研究教育職（歯科医師4名）、日本歯科医師会（歯科医師2名）、日本歯科衛生士会（歯科衛生士1名）、ほか
- ◆ 令和4年8月6日（大阪）
研究教育職（歯科医師1名）、都道府県歯科医師会（歯科医師8名）
- ◆ 令和4年10月8日（甲府）
行政歯科職（5名）、行政職（医師・保健所長1名）、研究教育職（歯科医師4名、保健師1名）、日本歯科医師会（歯科医師1名）、ほか
- ◆ 令和4年11月19日（市ヶ谷）
行政歯科職（3名）、研究教育職（歯科医師1名、歯科衛生士1名）、都道府県歯科医師会（歯科医師8名）
- ◆ 令和4年12月17日（市ヶ谷）
行政歯科職（3名）、研究教育職（歯科医師1名、歯科衛生士1名）、都道府県歯科医師会（歯科医師4名）、日本歯科衛生士会（歯科衛生士1名）、都道府県歯科衛生士会（歯科衛生士1名）
- ◆ 令和5年1月26日（オンライン）
行政歯科職（6名（うち保健所長2名））、研究教育職（歯科医師4名）、日本歯科医師会（歯科医師1名）、日本歯科衛生士会（歯科衛生士1名）、ほか
- ◆ 令和5年3月10日（盛岡）
行政歯科職（1名、保健所長）、研究教育職（歯科医師2名、保健師1名、管理栄養士1名、言語聴覚士1名、システム開発1名）、都道府県歯科医師会1名

2. 災害時の歯科保健医療活動指針作成に向けた参考資料の作成

過去の歯科保健医療以外の分野から発出されている災害時の保健医療活動指針やマニュアルなどを参考に、自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた「自治体の災害時歯科保健医療活動マニュアル」の案を作成し、令和4年10月より提示して検討した。有識者よりの意見を踏まえて継続的に修正加筆を繰り返し、令和5年1月26日の検討にて「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活

動指針作成に向けた考え方」としてまとめることとなり、再整理して作成した。

3. 災害時の歯科保健医療活動の必要性や体制の説明資料の作成

検討を進めるにあたり、指針やマニュアルの作成の前に、災害時の歯科保健医療の必要性や体制の理解を自治体内にて促進する必要性が指摘され、令和4年12月より「説明資料」（案）を提示してあわせて意見を求め、修正加筆を繰り返して作成した。

D. 考察

本研究においては、当初「自治体における活動指針の作成」を推進できる「自治体の災害時歯科保健医療活動マニュアル」の作成を目標としていたが、災害対策は災害対策基本法に基づいて各自治体において作成している地域防災計画によるところが大きく、また、自治体により歯科専門職の本庁や保健所等への配置に違いがあるため、「活動マニュアル」として提示することはむしろ混乱を招く可能性を考え、「活動指針作成に向けた考え方」として提示し、各自治体における活動指針の作成を促進することとした。

また、各自治体において活動指針を作成するためには、まずは各自治体において災害時の歯科保健医療活動の必要性への理解をしていただく必要があり、そのための説明資料の作成を追加した。

E. 結論

自治体における災害時の歯科保健医療支援体制の整備には、自治体ごとの特性にあわせた災害時における歯科保健医療体制に関する活動指針やマニュアルの作成が必要とされており、そのためにも、災害時の歯科保健医療支援の必要性の理解が自治体内で理解されることが必要と考えられた。

これらおよび本研究班における他の検討も踏まえ、「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」および「説明資料「大規模災害時の歯科保健医療活動～口腔機能からの健康維持～」」を作成した。

謝辞

本研究にあたり、ご助言及びご協力いただきました災害時の歯科保健医療支援にかかわる歯科専門職の皆様、および、自治体の災害時の保健医療支援にかかわる皆様に、心より感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 中久木康一, 有川量崇, 田口千恵子, 小椋正之, 那須郁夫, 寺岡加代, 都道府県における大規模災害時の歯科保健医療体制の整備状況, ヘルスサイエンス・ヘルスケア, 13(2), 67-75, 2013年12月, <http://www.fihs.org/health.html>
- 2) 中久木康一, 歯科における東日本大震災後の災害時保健医療体制の整備, 日本集団災害医学会誌, 2016, 21(1): 83-90, 2016年6月
- 3) 自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル_ショートバージョン (2022-02-01), https://www.dpat.jp/images/Document/Document_Pmi6mA5fEj85QBhW_1.pdf
- 4) 自治体の災害時精神保健医療福祉活動マニュアル_ロングバージョン (2022-02-01), https://www.dpat.jp/images/Document/Document_XxNHsesXBMVBpdsy_1.pdf
- 5) 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について, 厚生労働省, 令和4年7月22日, <https://www.mhlw.go.jp/content/000967738.pdf>
- 6) 災害時の保健活動推進マニュアル (地域保健総合推進事業), 全国保健師町会, 2020年3月
- 7) JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム) 活動要領, 日本歯科医師会・日本災害歯科保健医療連絡協議会, 2022年10月
- 8) 災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル, 日本歯科衛生士会, 2022年10月
- 9) 愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～, 平成29年12月 (修正令和5年3月), <https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/documents/202303.pdf>
- 10) 北海道 災害時の歯科保健医療活動～道立保健所歯科専門職のための手引き～, 2020年2月
- 11) 災害時の歯科保健医療対策 連携と標準化に向けて, 一世出版前, 2015年6月
- 12) 災害歯科医学, 医歯薬出版, 2018年2月
- 13) 災害歯科保健医療標準テキスト, 一世出版, 2021年12月

知的財産権の出願・登録状況

なし

1.特許取得

なし

2.実用新案登録

なし

3.その他

なし

自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための 活動指針作成に向けた考え方

令和 5 年(2023 年)3 月版

■ 災害時の歯科保健医療支援活動の必要性

災害時には歯科医療機関も通常通りの対応はできず、生活環境が整わない避難生活による歯や口の健康被害も生じます。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活が困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔ケアやその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要とされます。

■ 災害時の歯科保健医療支援活動における自治体の役割

自治体においては、平時より住民に対する歯科を含めた保健医療サービスを提供しており、災害時であろうとも継続できる体制を構築していく必要があります。

大規模災害時には、被災により自治体機能も低下しますが、住民からの要望は急増するというミスマッチが生じます。このため、必要時は自治体外から派遣の保健医療福祉チームも含めての、地域保健医療福祉支援活動が行われます。自治体は、歯科保健医療支援活動においても、自治体内外の歯科支援チームを管理・活用し、平時同様に住民に保健医療サービスを提供し続けます。

■ 目的

本「自治体における災害時の歯科保健医療支援活動推進のための活動指針作成に向けた考え方」は、自然災害発生後の整わない生活環境においても、避難所・福祉避難所生活者のみならず、被災地域で生活する全ての住民の口腔衛生を守り全身の健康を守るために、どの時期(フェーズ)にどのような歯科保健医療活動が必要となるかの概要を、理解しやすく提示することを目的としています。災害後の時間経過にあわせて、都道府県、保健所、市町村ごとに実施すべき歯科保健医療活動の要点も掲載しました。

■ 災害で生じる歯科保健医療の問題

自然災害においては、多くのインフラが影響を受けます。大規模災害時には、上下水道の復旧には、1 カ月程度の期間がかかることも予想されます。また、家屋の損壊や流出により避難所などでの避難生活を送る場合がありますが、応急仮設住宅の設置までは早くても 1 カ月程度はかかり、東日本大震災においては半年程度を要しました。

そのような環境下においては、食事を含めた生活リズムが不安定となり、口腔清掃用具や環境が整わないこともあって口腔ケアが不備になりやすく、脱水からの唾液分泌量も低下し、口腔内細菌が増加し、口腔衛生が悪化します。これにより、口腔感染症(歯周病の急性化、智歯周囲炎、口内炎など)やう蝕リスクの増加が懸念されます。

更に、高齢者や障害者などの災害時要配慮者においては、脱水からの口腔乾燥症の悪化、食形態の不適からの食事摂取量の低下、運動や栄養の不足からの口腔機能の低下、そして、口腔カンジダ症などの日和見感染が起きやすく、結果として、大規模災害時の災害関連死のおおよそ30%を占める誤嚥性肺炎の発症を招きやすくなります(図1)。

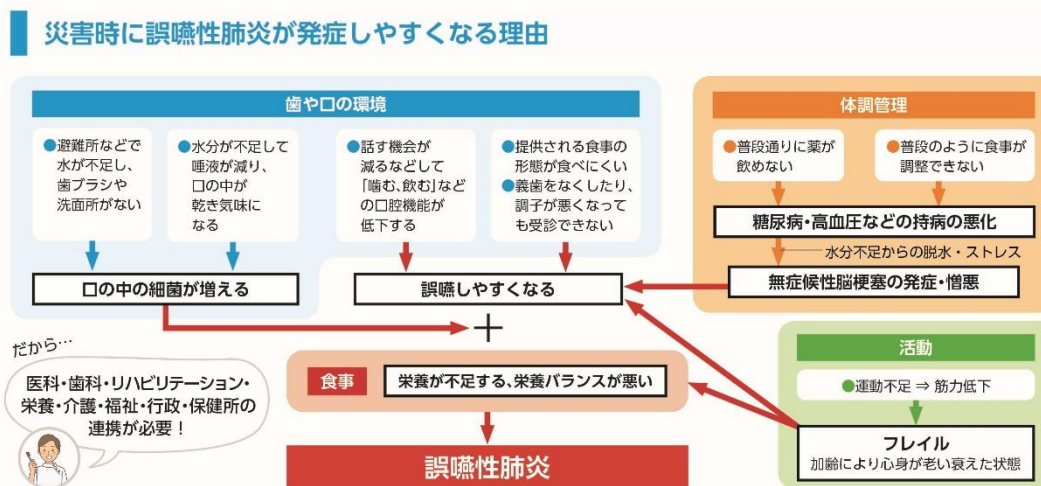


図1: 災害時に誤嚥性肺炎が発症しやすくなる理由

(平成31年度～令和4年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)災害時要配慮者に対する多職種が連携した「食べる支援」体制の構築)

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>

■ 災害時の歯科保健医療活動とその目的

それぞれの対象のライフステージにあわせてニーズを把握し、歯科保健活動が行われることにより、二次被害とも言える歯科疾患や細菌感染症を予防することは、医療の必要性を減じるためにも重要となります。

具体的には、被災地域における歯科医療を継続して提供できる体制を確保するため、歯科診療所などの歯科医療提供拠点の早期回復に努め、必要に応じて仮設歯科診療所の設置や避難所巡回歯科診療事業の展開を検討します。

また、避難所・福祉避難所、および地域在住の災害時要配慮者に対する、口腔衛生管理の啓発・支援という歯科保健活動を行うことにより、口腔感染症および誤嚥性肺炎の予防、および口腔機能の低下を予防します。

ライフステージごとの歯科保健医療活動のポイントは、<参考資料1>をご参照ください

<参考資料1> 図「歯科保健活動のポイント」

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

■ 保健医療における災害時期(フェーズ)ごとの、ニーズと対応

全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」における保健医療における災害時期(フェーズ)は、下記の表1のように提示されています。

フェーズ	時期
0	初動体制の確立 (概ね災害発生後 24 時間以内)
1	緊急対策－生命・安全の確保－ (概ね災害発生後 72 時間以内)
2	応急対策－生活の安定－ (避難所対策が中心の時期)
3	応急対策－生活の安定－ (避難所から概ね仮設住宅入居までの期間)
4	復旧・復興対策期－人生の再建・地域の再建－ (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期)
5	復興支援期

表1: 保健医療における災害時期(フェーズ)

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

この中で、フェーズ1における保健ニーズとして「歯科・歯科口腔衛生」など、フェーズ2における保健ニーズとして「食生活・栄養の偏り」「生活不活発病」などの記載があり、フェーズ2の活動団体として、保健師等チームとともに、JDAT(日本災害歯科支援チーム)、JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)、JRAT(大規模災害リハビリテーションチーム)が記載されています。

「歯科・歯科口腔衛生」のニーズとしては、下記の図2に示すようなものが想定され、それに対応しての歯科保健医療支援活動が必要とされます。

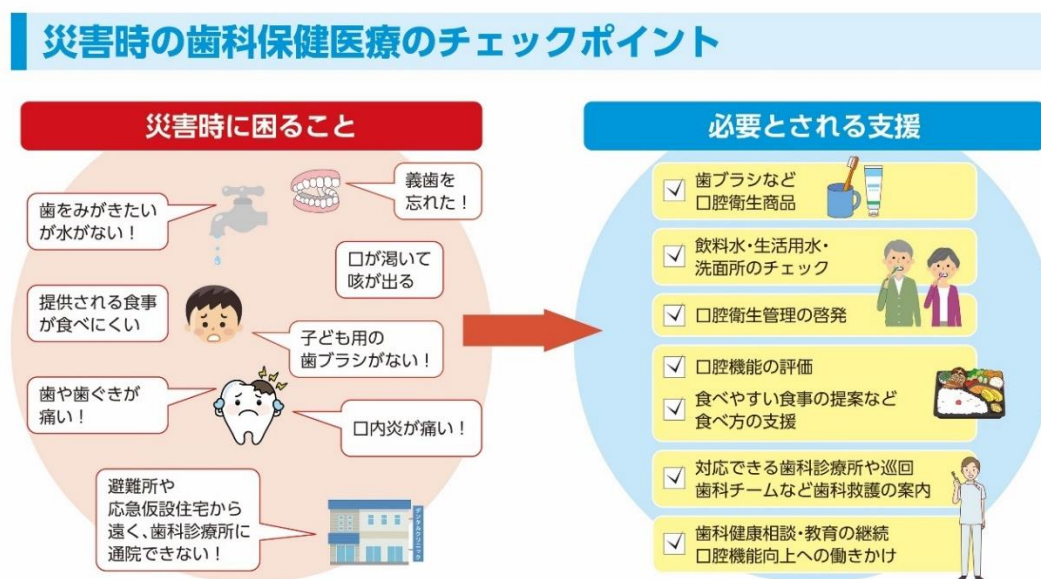


図2: 災害時の歯科保健医療のチェックポイント

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/221A2006.nkkk.slide.8p.pdf>

必要なチェック項目は、次の図3のように整理されていますので、ご参照ください。

【歯科保健・医療対策のチェック項目と症状】

p.57参照

	チェック項目
歯科保健・医療対策	<input type="checkbox"/> 口腔衛生や口腔機能の低下に配慮が必要な対象者がいる (配慮が必要な者：乳幼児・妊婦・後期高齢者・障害児者・要介護者・糖尿病等の有病者)
	<input type="checkbox"/> 飲料水・生活用水・洗口場所が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き剤、コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなど資機材が不足している
	<input type="checkbox"/> 口腔清掃状況が不十分である
	<input type="checkbox"/> 歯痛や口内炎を訴える者、食事摂取が不自由な者がいる
	<input type="checkbox"/> 歯科診療所、巡回歯科チームなどの歯科保健医療体制がない

図3: 歯科保健・医療対策のチェック項目と症状

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

ニーズの把握においては、医療ニーズと保健ニーズのそれぞれを評価して対策を組むことが必要となります。大規模災害においては、多組織また広域で共同する活動となるために共通の書式が必要とされ、平成 28 年熊本地震以降は共通書式である「施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)」が活用されています。自治体内に設置された避難所等全体の状況を俯瞰的に把握したうえで、医療と保健それぞれの対応優先度を評価して活動方針に反映していきます。書式の詳細は、＜参考資料2＞をご参照ください。

＜参考資料2＞ 災害歯科保健活動に使用する各種様式

また、ニーズは、地域のインフラ(電気・水道・ガス)の回復とともに、常に変化し続けます。初期の活動においては、応急歯科診療とともに、口腔衛生用品の物資支援や口腔ケアの啓発、更には災害時要配慮者に対する口腔ケア支援が行われます。フェーズが移行するとともに、口腔機能の維持とともに、食形態や栄養バランスの調整までの視点を持った、歯科保健活動が必要とされます。また、新たな居住環境においての、通院手段や医療費、さらには心理面におけるサポートも必要となるかもしれません。

フェーズごとの住民からのニーズ、および歯科的課題については、＜参考資料3＞をご参照ください。

＜参考資料3＞ 表「歯科保健におけるフェーズ分類と歯科的問題点」

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

また、フェーズごとの歯科の支援内容については、次ページの図4をご参照ください。

災害後のフェーズ	フェーズ1	フェーズ1～2	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
	緊急対策 —生命・安全の確保— 急性期 (避難所人数多くて変化あり) (概ね災害発生後72時間以内)	緊急対策から 応急対策への移行期 亜急性期 (避難者概ね落ち着き福祉避難所も設置)	応急対策 —生活の安定— (災害救助法適用中)	応急対策 —生活の安定— (災害救助法適用終了)	復旧・復興対策期 仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期
歯科の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護、口腔ケア ●会議出席、主に医療との連携 ●歯科医療機関の被災と可動状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて歯科救護所設置 ●避難所・地域(施設・在宅)の集団迅速アセスメント ●会議出席、更に保健との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●巡回での歯科保健活動 ●避難所・地域(施設・在宅)生活者への個別アセスメント ●必要に応じて個別の口腔ケア支援 ●会議出席、更に栄養・リハビリテーションと連携した「食べる」支援へ 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて仮設歯科診療所の設置 ●地域歯科専門職へ引き継ぎ ●更に介護福祉との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域歯科専門職による、継続的な地域歯科保健活動へ移行

図4:大規模災害時の歯科の支援

(平成31年度～令和4年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)災害時要配慮者に対する多職種が連携した「食べる支援」体制の構築)

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/19K10420.nkkk.4p.pdf>

地域の歯科関係組織の協力を得てもニーズへの対応が困難な場合、もしくは、ニーズを把握していくことすら困難な場合は、一時的に外部の歯科関係組織からの支援を受け入れて活用することも検討します。外部支援は、あくまでも地域支援を一時的に増幅するためのものであると捉え、地域の歯科関係者との連携・情報共有のもとに活動いただき、活動終了後は地域歯科保健医療体制の中に引き継いでいくことが肝要となります(図5)。

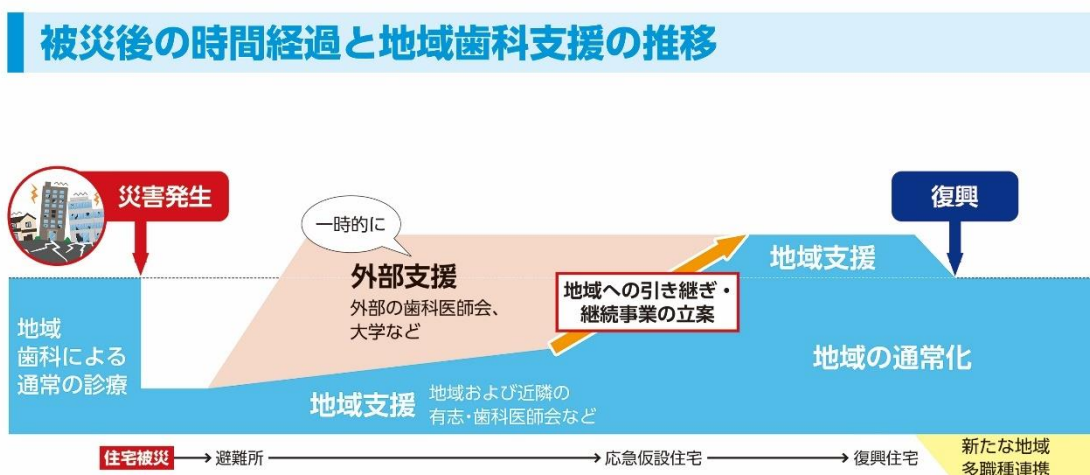


図5:被災後の時間経過と地域歯科支援の推移

<http://jsdphd.umin.jp/pdf/22IA2006.nkkk.slide.8p.pdf>

各組織(都道府県主管課・保健所・市町村)のフェーズごとの対応については、関係機関と事前に調整し、活動内容を決めておくことが重要です。避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア活動を<参考資料4>のように整理している都道府県もありますので、参考にしてください。

＜参考資料4＞ 避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア支援活動

愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～，平成 29 年 12 月（修正令和 5 年 3 月） <https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/documents/202303.pdf>

■ 自治体における災害時歯科の役割

都道府県、保健所、市町村は、所属の保健医療福祉調整本部などの体制を把握し、支援にあたる歯科関係組織とともに連携しながら、災害時においても地域歯科保健医療の提供体制が維持されるように、歯科保健医療支援体制を構築します。

体制に基づき、歯科保健医療関係機関との協定を締結し、研修・啓発を行うとともに、災害時に活動が必要とされた場合に依頼します。

1 平時における災害時歯科保健医療体制の整備について

(1) 災害時歯科保健医療体制の整備と、災害時歯科保健医療活動の総合調整をする者（災害歯科コーディネーター）の配置

自治体においては、迅速な評価・支援を行うために、災害時の歯科保健医療支援に関して歯科関係機関との役割の確認や情報共有等の連携を密にし、担当部署・担当者を明確にしておくことが必要とされます。

都道府県は、管轄市町村において大規模災害が生じることを念頭に、都道府県庁に設置される保健医療福祉調整本部において、歯科保健医療に関する情報を把握・管理し、外部からの歯科支援チームも含めて総合調整する者（災害歯科コーディネーター）を明確にしておきます。保健所や市町村においては、保健医療福祉調整会議に召集し、市町村における支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）を明確にしておきます。行政機関において総合調整を行う者（災害歯科コーディネーター）を定めることが困難な場合には、歯科関係機関に協力を求める方法もあります。

また、口腔保健支援センターを設置している自治体は、口腔保健支援センターの職員が積極的に関わられるように体制を整備します。

(2) 災害時歯科保健医療活動に係る計画、マニュアル、協定等の整備

① 地域防災計画、医療計画等に係る災害時歯科保健医療活動の整備

都道府県および市町村は、災害支援活動を規定する文書内に、災害時歯科保健医療活動の必要性や概要を記載しておきます。

② 災害時歯科保健医療活動に係るマニュアル等の整備

都道府県は、保健医療福祉調整本部において、歯科保健医療に関する情報を迅速に収集・評価して総合調整を行うべく、また、保健所・市町村における災害時歯科保健医療活動が円滑に行われるための人的・物的支援の調整を行うべく、活動マニュアル等を整備します。

市町村においては、避難所を管理するとともに、災害時要配慮者の現状を把握し、災害時に口腔衛生用品も含めて支援物資を確保・整備できるように配慮し、関係歯科組織とともに、その活動マニュアル等を整備します。

保健所においては、保健所内における歯科保健医療活動への協力体制を整備し、市町村における災害時要配慮者の情報を共有しておくとともに、災害時の口腔衛生用品や関係マニュアル等を確認し、市町村との連携体制を構築します。

③ 災害時歯科保健医療活動に係る関係機関との協定の締結

自治体は、歯科医師会・歯科衛生士会・歯科技工士会、歯科専門職医育機関、病院歯科、歯科商工協会などと連携して災害時歯科保健医療活動にあたるべく、協議をします。可能であれば、災害時歯科保健医療を検討する協議会（災害歯科保健医療連絡協議会等）を組織し、継続的な協議を通じて準備を進めます。

協議した災害時歯科保健医療活動を実施するために、関係機関との協定を締結し、定期的に見直します。協定内には、被災住民に対する歯科保健活動に関する記載も含まれていることが好ましいと考えます。

さらに、各機関への迅速な連絡先を複数手段にてリストアップして整備します。

(3) 災害時歯科保健医療に係る研修及び訓練の実施

自治体は、関係機関と連携し、歯科保健医療支援活動に対応できる人材の確保及び資質向上のための専門的な研修の充実を図ります。

また、保健所、市町村職員を対象とした研修会等を通じて、災害時に歯科保健医療支援活動の必要性の理解を促進・啓発し、関係マニュアル等の周知を行います。

(4) 災害時の保健医療福祉に係る会議への参画

自治体は、災害時の保健医療福祉に関わる会議を開催する際には、災害時の歯科保健医療支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）や、活動に関わる関係機関の代表者を招集します。

(5) 災害時の口腔衛生に係る普及啓発

自治体は、住民に対して、災害時の口腔衛生に関わる普及啓発を推進します。

- ✓ 災害時における歯と口腔の健康保持の重要性について
- ✓ 災害発生時に備えて、非常時持出袋への歯ブラシ等の備えについて
- ✓ 要配慮者のいる家庭に対する備えの必要性について

2 災害時における歯科保健医療活動の実施について

(1) 災害時の歯科保健医療体制に係る情報の収集及び連携

① 保健医療福祉調整本部及び保健医療福祉調整地域本部への参画

自治体は、災害発生後に保健医療福祉調整会議の開催にあたって、災害時の歯科保健医療支援活動を総合調整する者(災害歯科コーディネーター)を招集します。

口腔保健支援センターを設置している自治体は、口腔保健支援センター職員の積極的な関与を求めます。

② 歯科医療機関の被災状況、被災者の歯科保健医療ニーズ等の整理及び分析、情報連携等の総合調整

都道府県においては、歯科保健医療に関する情報を把握・分析と、外部からの歯科支援チームも含めた総合調整を行います。保健所・市町村においては、市町村における歯科医療施設の被災状況の確認、および、避難所などにおける歯科保健の環境整備状況などの情報の収集と管理、および支援活動の総合調整を行います。

(2) 災害時歯科保健医療活動の実施

① 災害時歯科保健医療チームの派遣調整

歯科保健医療支援が必要と評価された際には、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」等に基づき、支援にあたる歯科関係機関と調整し、派遣調整を行います。

この円滑な連携・調整にあたっては、行政の歯科専門職が自治体側の担当を担うことが望ましいと考えられ、都道府県本庁や保健所の歯科保健の所管部署に歯科専門職の配置が無い場合は、歯科医師会や大学歯学部が連携・調整に関与することが期待されます。また、自治体に歯科専門職が配置されていても保健所管部署のみの配置である場合は、医療所管部署における歯科医療の管理や評価に関しても、部署を超えて関与できることが期待されます。

なお、自治体に歯科専門職が配置されていたとしても、災害時の業務量が膨大であったり、災害業務への対応経験がなかったりして対応が困難になった場合などにおいては、同一県内の行政の歯科専門職による応援を受けられる体制も検討します。

② 災害時歯科保健医療チームの活動

歯科保健医療チームは、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士などで構成され、必要があれば歯科医療救護所における応急歯科診療対応を行います。また、避難所等における歯科保健活動を行い、住民、特に災害時要配慮者における口腔衛生の管理、口腔機能の維持を推進し、口腔疾患や口腔感染症からの健康被害を予防します。

歯科保健活動時の掲示物などについては、<参考資料5>をご参照ください。

<参考資料5> 避難所等における口腔ケア啓発用資料(日本歯科衛生士会)

③ 災害時歯科保健医療活動に関する記録・報告、情報連携

活動においては、地域全体の避難所等における歯科受療ニーズや生活環境からの口腔健康リスクを評価します。ニーズやリスクは被災状況や復旧状況により変わるため、地域や時期により、活動方針は随時調整します。

これらの評価や活動は、全て適切に記録し、保健医療調整会議にて情報共有し、必要

時の問い合わせや、活動後の総括に活用できるように、管理します。

歯科保健医療支援活動における各種共通書式については、＜参考資料2＞をご参照ください。

＜参考資料2＞ 災害歯科保健活動に使用する各種様式

④ 災害時歯科保健医療活動に係る受援（図6）

都道府県において災害支援の体制を整えても人的資源が不足する場合には、保健医療福祉調整本部から都道府県知事を通じて厚生労働省へ、JDAT（日本歯科支援チーム、Japan Dental Alliance Team）の派遣要請を検討します。地域調整本部から県調整本部、県調整本部から厚労省へJDATの派遣要請が円滑に進むよう、調整を図ります。

あわせて、都道府県歯科医師会から日本歯科医師会への情報共有等がなされるよう連携を図ります。都道府県歯科医師会は日本歯科医師会に連絡し、都道府県外からのJDATの派遣を受けるための受援体制を整えます。

これらの調整は、随時に支援活動を総合調整する者（災害歯科コーディネーター）と情報共有します。

JDAT に関しては、下記をご参照ください。

➤ JDAT（日本災害歯科支援チーム、Japan Dental Alliance Team）

JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム）は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援すること等を目的としている。

大規模災害時には、公益社団法人日本歯科医師会が基幹事務局となり組織する日本災害歯科保健医療連絡協議会として、被災地域の都道府県の派遣要請を踏まえた厚生労働省からの要請に基づき JDAT を派遣し、被災地域に人的支援や物資の支援等を行う。

（参考）JDAT（Japan Dental Alliance Team：日本災害歯科支援チーム活動要領 2022 年 10 月（第 1 版） https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v01.pdf

➤ 日本歯科保健医療連絡協議会

大規模災害時の急性期から慢性期に至るまで、被災地域の避難所・仮設住宅、被災者等に対する歯科医療救護や歯科保健活動などの支援活動を迅速に効率よく、継続的に行うべく、様々な歯科関係職が連携し、歯科関係団体同士の連携や災害対応に関する認識の共通化を図るとともに、各歯科団体独自の行動計画等の情報集約や共有を促し、有事に際して国や都道府県との連携調整・協議を行うために、2015 年度に設立された組織。

（参考）日本災害歯科保健医療連絡協議会規則

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/Disaster_Liaison_Council_Behavioral_Rule_20220810.pdf

（参考）災害歯科保健医療連絡協議会 行動指針

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/Disaster_Liaison_Council_Behavioral_guidelines.pdf?202102

大規模災害時の歯科保健医療活動時の人的支援調整体制

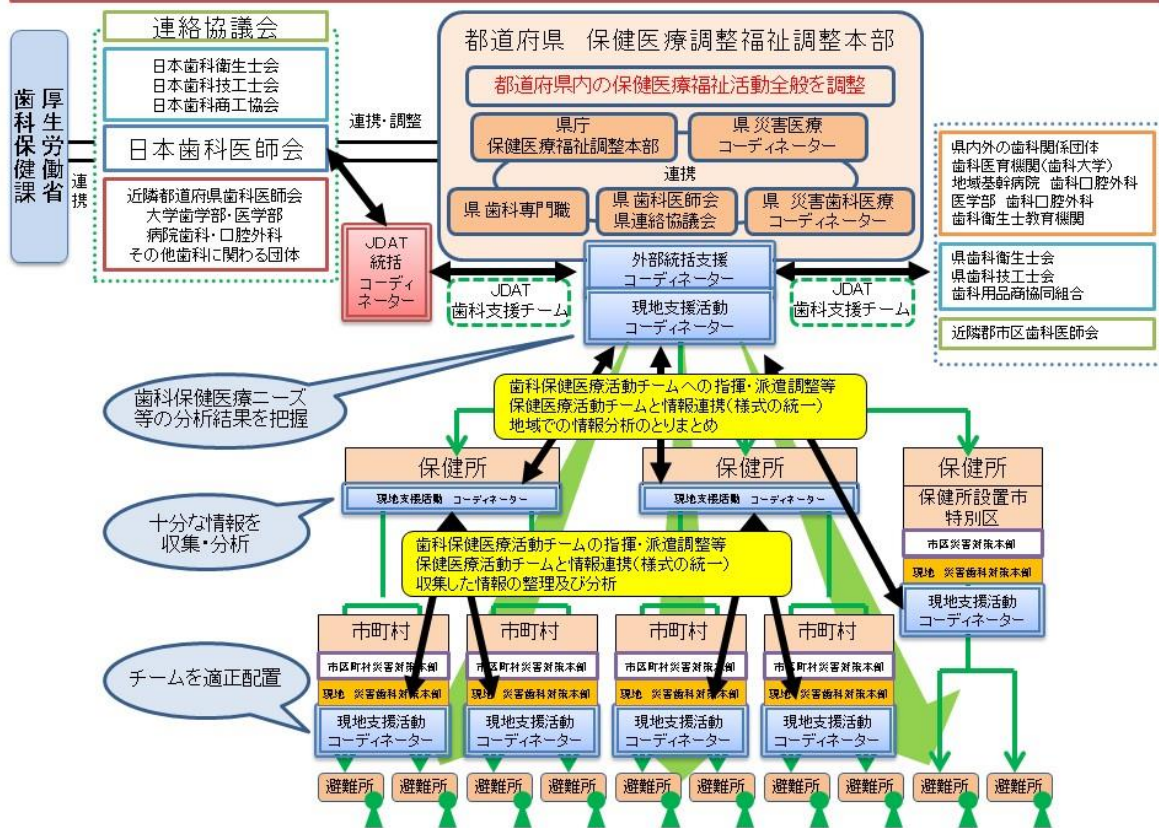


図6：大規模災害時の歯科保健医療活動時の人的支援調整体制

(JDAT(Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム)活動要領)

https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/JDAT_v01.pdf

④ 災害時歯科保健活動への移行

災害時のニーズは、時期(フェーズ)とともに変化していきます。初期は、応急歯科診療、要配慮者への口腔ケア、および生活衛生環境整備が中心ですが、時間とともに口腔衛生の管理および口腔機能の維持への啓発という保健活動に移行していきます。この時期(フェーズ)ごとに変化していく集団および個別のニーズを評価し把握しながら、歯科以外の保健医療活動との連携のもとに、歯科保健医療活動を総合調整する者(災害歯科コーディネーター)を中心に活動内容を移行させていきます。

避難所対策が中心の時期においては、外部からの歯科支援チームを積極的に活用しますが、応急仮設住宅や災害公営住宅に移行するとともに、地域の歯科関係機関と連携した個別の口腔ケア活動へと移行し、復興後の地域包括ケア活動の一部としていきます。

(3) 災害時歯科保健医療活動における他の保健医療活動チームとの連携

災害時の歯科保健医療活動は、自治体のマネジメント下で実施されます。効率的に支援するには、歯科以外の保健医療活動チームとの連携が重要となります。口腔衛生の管

理や口腔機能の維持において、体調の管理、水分や栄養の摂取、および、運動との関係は深く、「食べる」機能を支えるための多職種連携が必要とされます。

歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チームについては、＜参考資料6＞をご参照ください。

＜参考資料6＞ 災害時歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チーム

これら災害時における歯科保健医療活動に係る調整の概要を、フェーズおよび組織ごとに図7にまとめていますので、ご参照ください。

図7: 災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

災害時歯科保健医療活動に係る調整の概要

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
歯科 ニーズ 都道府県 主管課	初期体制の確立 概ね災害発生後24時間以内 口腔顎顔面外傷への対応、広域搬送 歯科医療機能の低下	緊急対策 一生命・安全の確保 概ね災害発生後2時間以内 歯科支援チーム(JDAT)派遣要請の準備・調整 歯科医療救護所設置の準備・調整	応急対策 一生活の安定 避難所対策が中心の時期 被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	応急対策 一生活の安定 避難所から概ね仮設住宅入居までの時期 歯科医療救護所の閉鎖 地域歯科医療への移行・引継ぎ	復興対策 一人生の再建・地域の再建 仮設住宅対策や新しいコミュニケーションづくりが中心の時期 地域歯科医療提供体制の推進
	医療 口腔顎顔面外傷への対応、広域搬送 歯科医療機能の低下	生活環境がさらに悪化、口腔衛生資材の不足 避難者の口腔衛生状態の悪化	被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	避難所等における歯科保健活動の継続 介護者による口腔健康支援 多職種連携による口腔健康支援の実施	地域歯科保健活動の推進 地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療活動の推進
	保健 生活環境の悪化、口腔衛生資材の不足 保健サービスの低下	福祉避難所の設置、介護サービスの低下 要配慮者の口腔衛生状態の悪化	福祉避難所、介護施設のアセスメントの実施 誤嚥性肺炎予防のための口腔健康管理の介入	介護者による口腔健康支援 多職種連携による口腔健康支援の実施	地域包括ケアシステムにおける歯科保健医療活動の推進
保健所	保健医療福祉調整本部への災害歯科医療コーディネーター等の歯科保健医療関係者の招集 ・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等) (現地調整本部(保健所)が必要とする場合の歯科専門職の派遣(歯科関係状況の把握・調整支援)) ・現地調整本部(保健所)、本庁各課との連絡、情報共有(各課の役割、問合せ窓口の確認等) ・歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備(現地調整本部からの情報収集、国への物資発送依頼)	・保健医療福祉調整本部への災害歯科医療コーディネーター等の情報共有 ・歯科関係団体との情報共有 ・現地調整本部(保健所)、本庁各課との歯科保健医療関係被災状況等の情報共有、分析	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営
	・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等)及び県本部への報告 ※派遣されるリエゾンや保健師への歯科の視点確認 ・地域調整本部内での役割分担時に歯科の視点を入れ、情報共有(本部及び市町村窓口の確認等) ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営
	・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等)及び県本部への報告 ※派遣されるリエゾンや保健師への歯科の視点確認 ・地域調整本部内での役割分担時に歯科の視点を入れ、情報共有(本部及び市町村窓口の確認等) ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営
市町村	市町村対策本部の立上げにおける地域歯科医療関係者の招集(地域の代表歯科医師等)被災状況の確認(被災地域、被災者数等)、避難所設置の検討 ・被災状況や避難所設置状況を踏まえた口腔衛生用品等の歯科保健医療関係物資や啓発資料等の確認を行い、不足する場合は現地調整本部に支援要請 ・歯科支援チーム(JDAT)の受援体制の準備	・市町村対策本部会議への地域歯科医療関係者の出席依頼(地域の代表歯科医師等) ・歯科保健医療に係る被災状況の情報収集、現地調整本部への報告・相談 (現地調整本部が必要とする場合の歯科専門職の派遣要請)	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営
	・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等)及び県本部への報告 ※派遣されるリエゾンや保健師への歯科の視点確認 ・地域調整本部内での役割分担時に歯科の視点を入れ、情報共有(本部及び市町村窓口の確認等) ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営
	・被災状況の確認(被災地域、被災者数、歯科医療機関の被災状況等)及び県本部への報告 ※派遣されるリエゾンや保健師への歯科の視点確認 ・地域調整本部内での役割分担時に歯科の視点を入れ、情報共有(本部及び市町村窓口の確認等) ・避難所等における歯科保健医療関係支援物資、啓発資料等の確認と準備	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営	・被災地域の歯科医療の復旧に向けた支援 歯科医療救護所・巡回歯科診療の運営

＜参考資料＞

1. 図 歯科保健活動のポイント(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)
2. 災害歯科保健活動に使用する各種様式
 - ラピッドアセスメント(集団・迅速)
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)Ver.4[災歯 2-1]
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)多職種 Ver.4
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)総括表<詳細版>[災歯 2-2]
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)総括表<簡易版>[災歯 2-3]
 - ニーズ調査
 - 災害時の歯・口に関する質問用紙[災歯 3-1]
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・個人)[災歯 3-2]
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・複数)[災歯 3-3]
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票 総括表[災歯 3-4]
 - 歯科保健指導 実施票(集団)[災歯 3-5]
 - 歯科保健医療対応記録表
 - 歯科保健医療救護 報告書(災害時歯科共通対応記録)[災歯 3-6]
 - 歯科保健医療救護 個別記録票(災害時歯科共通対応記録)[災歯 3-7]
3. 表 歯科保健におけるフェーズ分類と歯科的問題点(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」より)
4. 避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア支援活動
5. 避難所等における口腔ケア啓発用資料(日本歯科衛生士会)
 - マスクをしたままできるお口の体操
 - 歯みがき啓発ポスター
 - 口腔ケア用品の管理方法に関するポスター(4種類、2ページ)
 - 口腔ケア用品の使用方法に関するポスター(7種類、7ページ)
6. 災害時歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チーム

1. 図 歯科保健活動のポイント

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf



2. 災害歯科保健活動に使用する各種様式

- ラピッドアセスメント(集団・迅速)
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)Ver.4[災歯 2-1]
https://www.jda.or.jp/dentist/disaster/pdf/assessment_rapid_jda.pdf
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票(集団・迅速)他職種 Ver.4
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/rapid-assessment.level2.other.ver4.0.20200206.pdf>
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)総括表<簡易版>[災歯 2-2]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/assessment-summary-detail.format.ver4.0.pdf>
 - 施設・避難所等 歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)総括表<詳細版>[災歯 2-3]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/assessment-summary-simple.format.ver4.0.pdf>

- ニーズ調査
 - 災害時の歯・口に関する質問用紙[災歯 3-1]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/3-1.questionnaire.202012.pdf>
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・個人)[災歯 3-2]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/3-2.survey.individual.personal.202012.pdf>
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票(個別・複数)[災歯 3-3]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/3-3.survey.individual.multiple.202302.pdf>
 - 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票 総括表[災歯 3-4]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/3-4.survey.individual.summary.202302.pdf>
 - 歯科保健指導 実施票(集団)[災歯 3-5]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/3-5.groupguidance.202012.pdf>

- 歯科保健医療対応記録表
 - 歯科保健医療救護 個別記録票(災害時歯科共通対応記録)[災歯 3-6]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/dentalreport.individual.ver1.0.20170824.pdf>
 - 歯科保健医療救護 報告書(災害時歯科共通対応記録)[災歯 3-7]
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/dentalreport.ver1.4.20210417.pdf>

災歯2-1

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票 (集団・迅速)

日本歯科医師会統一版

避難所等の名称		避難所等の立地する市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年 月 日 () AM/PM 時 分ごろ	避難所等の責任者氏名 連絡先	()
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数)	人 (月 日現在)	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェックする <input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り (役職・氏名:) <input type="checkbox"/> 避難者等からの聞き取り (人程度) <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他 ()
その内訳	a うち乳幼児 (就学前) (約 人or%), 不明 b うち妊婦 (約 人or%), 不明 c うち高齢者 (75歳以上) (約 人or%), 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%), 不明		
評価時に在所していた避難者等数	だいたい 人くらい (概数)	記載者氏名・所属 職種	記載者連絡先 (携帯電話等)

項目	確認項目 (※確認できれば数値や具体的内容を記載)	評価	評価基準 (参考)
(1) 歯科保健医療の確保	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1あり, 2なし, 9不明 b 巡回歯科チームの訪問 1-①あり (定期的), 1-②あり (不定期) 2なし, 9不明	◎ ○ △ × -	歯科医療の受療機会: ◎ほぼいつでも可能、○3日に1回は可能、△週に1回以下・困難、×不可能、-不明
特記事項			
(2) 口腔清掃等の環境	a 歯磨き用の水 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に:) b 歯磨き等の場所 1充足, 2不足*, 9不明 * (具体的に:)	◎ ○ △ × -	うがい水and/or洗面所: ◎不自由ない、○おおむねあるが制限はある、△特定の用途にのみ、または短時間使える状況である、×ない・使えない
特記事項			
(3) 口腔清掃用具等の確保	a-1 歯ブラシ (成人用) 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 a-2 歯ブラシ (乳幼児用) 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明 b 歯磨き剤 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 c うがい用コップ 1充足, 2不足 (約 人分), 9不明 ※ 主観的におおまかに d 義歯洗浄剤 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明 e 義歯ケース 1充足, 2不足 (約 人分), 3不要, 9不明	◎ ○ △ × -	歯ブラシ (成人・乳幼児)、歯みがき、コップ、義歯ケース・洗浄剤: ◎90%以上が確保、○70~90%、△40~70%、×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
(4) 口腔清掃や介助等の状況全体状況	a 歯磨き 1していそう, 2ほぼしていなそう, 9不明 b 義歯清掃 1していそう, 2ほぼしていなそう, 9不明 c 乳幼児の介助 1していそう, 2ほぼしていなそう, 3不要, 9不明 d 障がい児者・要介護者の介助 1していそう, 2ほぼしていなそう, 3不要, 9不明 ※ 主観的におおまかに	◎ ○ △ × -	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介護者の介護: ◎90%以上が確保、○70~90%、△40~70%、×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	※ 重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者 1いる (約 人), 2いない, 9不明 b 義歯紛失や義歯破折 1いる (約 人), 2いない, 9不明 c 食事等で不自由な者 1いる (約 人), 2いない, 9不明 (咀嚼や嚥下の機能低下等による)	◎ ○ △ × -	痛みあり、義歯問題、食事不自由: ◎90%以上が問題なし、○70~90%、△40~70%、×40%以下、-不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準Ver4.0(20200206)

避難所等の名称		避難所等の立地する市町村名	
評価年月日 曜日 時間	年 月 日 () AM/PM 時 分 ころ	避難所等の責任者氏名 連絡先	()
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数)	人 (月 日現在)	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェックする <input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り (役職・氏名:) <input type="checkbox"/> 避難者等からの聞き取り (人程度) <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他 ()
その内訳	a うち乳幼児 (就学前) (約 人or%), 不明 b うち妊婦 (約 人or%), 不明 c うち高齢者 (75歳以上) (約 人or%), 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%), 不明		
評価時に在所していた避難者等数	だいたい 人くらい (概数)		
記載者 氏名・所属 職種	氏名: 所属: 職種:	記載者 連絡先 (携帯電話等)	

項目	評価基準 (参考)	評価		※ 確認できれば数値や具体的内容を記載
(1) 歯科保健医療の確保	歯科医療の受療機会: ◎ ほほいつでも可能、 ○ 3日に1回は可能、 △ 週に1回以下・困難、 × 不可能、 - 不明	◎ ○ △ × -	➡	受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等の有無、巡回歯科チームの有無、稼働状況 (日程・時間など):
(2) 口腔清掃等の環境	うがい水and/or洗面所: ◎ 不自由ない、 ○ おおむねあるが制限はある、 △ 特定の用途にのみ、または短時間使える状況である、 × ない・使えない - 不明	◎ ○ △ × -	➡	歯磨き用の水、歯磨き等の場所などの問題点・必要物資など:
(3) 口腔清掃用具等の確保	歯ブラシ (成人・乳幼児)、歯みがき、コップ、義歯ケース・洗浄剤: (避難者数に対する割合) ◎ 90%以上が確保、 ○ 70~90%が確保、 △ 40~70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 - 不明	◎ ○ △ × -	➡	歯ブラシ (成人用・小児用・乳幼児用)、歯磨き剤、うがい用コップ、義歯洗浄剤、義歯ケースなどの問題点・必要物資など:
(4) 口腔清掃や介助等の状況全体状況	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介護者の介護: (避難者数に対する割合) ◎ 90%以上が確保、 ○ 70~90%が確保、 △ 40~70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 - 不明	◎ ○ △ × -	➡	歯磨きや義歯の清掃に問題があればその理由、乳幼児や障害児者・要介護者で口腔ケア介助の問題点・必要性など:
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	痛みあり、義歯問題、食事不自由: (避難者数に対する割合) ◎ 90%以上が問題なし、 ○ 70~90%が確保、 △ 40~70%が確保、 × 40%以下のみ確保、 - 不明	◎ ○ △ × -	➡	※ 重なる場合は複数の項目に含めてください a 痛みがある者 (約 人) b 義歯紛失や義歯破折 (約 人) c 食事等で不自由な者 (約 人) (咀嚼や嚥下の機能低下等による) その他:
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項			

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準 Ver4.0 (20200206)

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 総括表<簡易版>

アセスメント 実施年月日		20 年 月 日	20 年 月 日	作成者氏名 (所属名)		()		市町村名	作成年月日	20 年 月 日
No	避難所等の 名称	避難者等の 人数(人)	うち要配慮者 (乳幼児・妊婦 ・高齢者・障害 児者など)	(1)専門支援 歯科保健医療 の確保	(2)環境 口腔清掃等の 環境	(3)用具 口腔清掃の 用具等の確保	(4)清掃行動 口腔清掃や 介助等の 状況	(5)症状 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	◎良好・問題なし、○ほぼ良好・ほぼ問題なし、 △やや問題あり、×大いに問題あり、－：不明	◎良好・問題なし、○ほぼ良好・ほぼ問題なし、 △やや問題あり、×大いに問題あり、－：不明
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票 (集団・迅速) 総括表<詳細版>

作成年月日		20 年 月 日	
市町村名			

アセスメント 実施年月日	20 年 月 日 ～20 年 月 日	作成者氏名 (所属名)	(1)専門支援 歯科保健医療 の確保		(2)環境 口腔清掃等 の環境		(3)用具 口腔清掃用具等の確保						(4)清掃行動 口腔清掃や介助等の 状況			(5)症状 歯や口の 訴え・異常		備考		
			a 歯科診療 所・救護 所・仮設 診療所な ど	b 巡回歯科 チームの 訪問	a 歯磨き 用の水	b 歯磨き 等の場 所	a-1 歯ブラ シ(成 人用)	a-2 歯ブラ シ(乳 幼児 用)	b 歯磨き 剤	c うがい 用コッ プ	d 歯磨洗 淨剤	e 歯磨 ケース	a 歯磨き	b 歯磨清 掃	c 乳幼児 の介助	d 障がい 児・ 要介護 者の介 助	a 痛みが ある者		b 歯菌紛 生や義 歯破折	c 食事等 で不自 由な者
No																				
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				

災害時の歯・口に関する質問用紙

ふりがな 氏名		男 女	年 齢	<input type="checkbox"/> 0～5 <input type="checkbox"/> 6～18 <input type="checkbox"/> 19～64 <input type="checkbox"/> 65以上	介 護 度	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護
実施日	年 月 日 ()	実施場所				

●食事についてお尋ねします。食事が食べにくいことがありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください ↓

弁当などを出された時に、食べにくいことがある	はい・いいえ
食事中にむせることがある	はい・いいえ
食事中や食後に咳き込む・痰がからむなどがある	はい・いいえ

●歯や口についてお尋ねします。痛いところがありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください ↓

歯がしみる・痛む	はい・いいえ
歯ぐきの腫れ・痛み・血が出る	はい・いいえ
口内炎ができています	はい・いいえ
口が開かない・開けると痛い	はい・いいえ
その他、痛むところがある ()	はい・いいえ

●歯みがきについて下記のような問題点がありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください ↓

歯ブラシ等ケア用品が不足している 何が必要ですか ()	はい・いいえ
水が不足している	はい・いいえ
洗面所が足りない	はい・いいえ
その他、歯みがきをするにあたっての問題点がある ()	はい・いいえ

●入れ歯について下記のような問題点がありますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください ↓

入れ歯がない・壊れている	はい・いいえ
入れ歯を使っていない	はい・いいえ
入れ歯が合わない・噛みにくい	はい・いいえ
入れ歯の清掃が十分にできない	はい・いいえ
入れ歯の保管ケースがない	はい・いいえ

●上記以外に何かお困りなことがありましたらお書きください。

●痛みや不具合がある場合、歯医者に行くことはできますか？----- はい・いいえ

「はい」に○を付けた方は次の質問にもお答えください ↓

かかりつけの歯科医院はありますか？ 歯科医院名 ()	はい・いいえ	<input type="checkbox"/>
--------------------------------	--------	--------------------------

*ご記入ありがとうございました。この質問用紙は歯科担当者にお渡しください。

災歯3-2

歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票（個別・個人）

実施日： / / 実施場所：

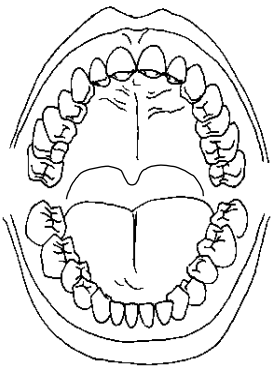
ふりがな 氏名	男 女	年 齢	<input type="checkbox"/> 0～5 <input type="checkbox"/> 6～18 <input type="checkbox"/> 19～64 <input type="checkbox"/> 65以上	介 護 度	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護
実施場所の 카테고리： <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）					

主訴	
----	--

【口腔機能】

食事中や食後のむせ	1 ない	2 あまりない	3 あり
食事中や食後の痰のからみ	1 ない	2 あまりない	3 あり

【口腔内状況】

口腔衛生 状態	プラークの付着状況	1 ほとんどない	2 中程度	3 著しい	
	食渣の残留	1 ない	2 中程度	3 著しい	
	舌苔	1 ない	2 薄い	3 厚い	
	口腔乾燥	1 ない	2 わずか	3 著しい	
	口臭	1 ない	2 弱い	3 強い	
義歯の状況	上顎	1 総義歯	2 部分床義歯	3 義歯なし	
	下顎	1 総義歯	2 部分床義歯	3 義歯なし	
	義歯プラーク付着状況	1 ほとんどない	2 中程度	3 著しい	
臼歯部での 咬合	義歯なしの状態で	1 ない	2 あり	→ <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側	
	義歯ありの状態で	1 ない	2 あり	→ <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側	
歯科疾患	歯周病	1 ない	2 あり	→ <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> あり	
	う触	1 ない	2 あり	→ <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> あり	
	粘膜疾患	1 ない	2 あり	→ <input type="checkbox"/> 痛み <input type="checkbox"/> あり	

【指導・申し送り内容】

1.口腔衛生 2.口腔機能 3.義歯 4.治療連携 5.その他				
継続指導の必要性 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要				
記載者 所属・氏名		連絡先		

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

ご本人控え

お名前		日付	年 月 日 ()		
お口の状態					
注意事項					
記載者 所属・氏名		チーム名		連絡先	

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票(個別・複数)

実施場所:

実施日: 年 月 日 No()

実施場所のカテゴリー <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他()	当日の登録人数	その他、申し送り事項等がありましたらご記入ください。	記載者 所属・氏名	
			連絡先	

※ 標準(迅速集団)アセスメント票との対応

名前	年齢			性別		食事をする 時の問題 歯が痛い、食べ にくい、食事中 のむせ	(2)(3) 歯みがきの 環境問題 歯ブラシ・ケ ア・義歯用品・ 水や場所の確保		(4) 歯みがきを する問題 歯みがきできて いる、介助みが きされている		(1) 歯や口の 清掃問題 舌の汚れ・口 渇・口臭・口の 中の汚れ		(5) 歯科治療の 確保問題 痛み、義歯紛失 等に対する、歯 科治療の確保		詳細記載欄 例: 歯や口の訴え、口腔清掃に關わる不足 物品・環境の問題、口腔清掃状態、医療 やケアのニーズ	歯科保健指導内容				追加 対応 ・ 継続 指導	
	0 から 5	6 から 18	19 から 64	65 以上	男		女	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし		あり	口腔 衛生	口腔 機能	義 歯	治 療 連 携	要
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
集計																					

災歯3-4

歯科保健医療ニーズ調査・保健指導実施票 総括票

実施場所： 当日の登録者数 人 実施日： 年 月 日 ()

↑夜間を含む本部に登録されている人数

実施場所の 카테고리： 避難所 仮設住宅 施設 在宅 その他 ()

*実施票は複数あっても「総括表」は日ごと、実施場所や活動ごとに分けて、1枚にまとめてください

【対応者数集計】

(単位：人)

対応 総人数	年齢				性別	
	0~5	6~18	19~64	65~	男性	女性
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

【ニーズ内容集計】

(単位：人)

(単位：人)

歯科口腔の 問題	食事をする 時の問題	歯みがきの 環境問題	歯みがきを する問題	歯や口の 清掃問題	歯科治療の 確保問題	追加対応 継続指導	
ない	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		要
ある	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

*各項目の「ある」「ない」の合計は「対応総人数」と一致すること

【指導内容集計】

(単位：人)

歯科保健 指導	口腔衛生 管理	口腔機能 管理	義歯の 管理	歯科治療 連携
実施	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

*ひとりに対して複数の指導を行った場合は全てカウントしてください

*「要」「不要」の合計は「対応総人数」と一致すること

【申し送り事項】

申し送り先	内容
<input type="text"/>	<input type="text"/>

記載者 所属・氏名	<input type="text"/>	連絡先	<input type="text"/>
--------------	----------------------	-----	----------------------

*本部や関連機関への報告や、記録管理に活用ください。

作成：2020.12 日本歯科衛生士会

災齒3-5

歯科保健指導実施票（集団）

実施場所： 当日の登録者数 人 実施日： 年 月 日（ ）

↑夜間を含む本部に登録されている人数

実施場所の категория： 避難所 仮設住宅 施設 在宅 その他（ ）

対象者	妊婦(人) 幼児 (人) 児童・生徒(人)	参加 人数	人
	成人(人) 高齢者(人) 障害児・者(人)		

【指導内容】

1.口腔衛生管理 2.口腔機能管理 3.義歯の管理 4.歯科治療連携 5.その他

*簡単に指導内容を書いてください

継続指導の必要性 不要 要

【申し送り事項】

（Blank area for handover items）

記載者 所属・氏名	<input type="text"/>	連絡先	<input type="text"/>
--------------	----------------------	-----	----------------------

歯科保健医療救護 個別記録票 (災害時歯科共通対応記録) 災害歯研 ver1.0

担当者・所属	
連絡先	

実施日	月 日 ()	時間	~
業務内容	評価(アセスメント)・相談・診察・治療・個別指導・集団指導・物資提供・その他()		
出務場所	建物・避難所名など (市町村名など) 避難所種類: 避難所・施設・仮設住宅等・その他()		

処置・対応内容 名前 (集団の場合 は人数)	処置・治療など						診察・相談・指導・ケアなど						紹介など			摂食嚥下関係	「その他」の内容記載 特記事項			
	年齢	性	口腔外科処置	再装着	義歯新製	義歯修理・調整	歯内療法処置	保存修復処置	歯周治療処置	消炎鎮痛・処方	その他	個別	集団	口腔ケア用品の 提供	その他の診察・ 指導など	歯科へ		内科へ	その他	①スクリーニング (RSST/MWST/FT) ②評価(頭部聴診など) ③指導(体位、間接訓 練) ④食形態や摂食方法な どの指導(直接訓練) ⑤その他の対応
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

災歯3-7

歯科保健医療救護 報告書（災害時歯科共通対応記録） 災害歯研ver1.3

報告日： 年 月 日 ()

※この用紙は日ごとではなく、出務場所ごとに記載ください

(報告者名・所属：)

(電話番号：)

業務日時	月 日 ()	活動時間： 時 分～ 時 分
(1) 班員名 (氏名・職種)	チーム全員の名前と職名(略称可)を記載ください	
(2) 業務内容	対応したものすべてに○をつけてください/その他は内容を記載ください 評価(アセスメント) ・ 相談 ・ 診察 ・ 治療 ・ 個別指導 ・ 集団指導 ・ 物資提供 その他 ()	
イ 出務場所	建物など名 (市町村など名)	※ この用紙とは別に、それぞれの出務場所ごとの、「歯科保健医療救護 個別記録票(災害時歯科共通対応記録)」も、別途記載し提出してください
ロ 処置内容 処置人数 対応した項目の□にチェックを入れて、人数を記載ください	対応・処置 実人数： 人(男性 人、女性 人、記載なし 人) (内訳：18才未満 人、一般成人(18-64才) 人、高齢者(65才以上) 人)	
	処置・治療など 実人数 (計 人)	診察・相談・指導・ケアなど 個別 実人数 (計 人)
	<input type="checkbox"/> 口腔外科処置 (人)	<input type="checkbox"/> 個別 歯科相談・保健指導のみ(口腔内なし) (人)
	<input type="checkbox"/> 再装着 (人)	<input type="checkbox"/> 個別 診察説明・歯科保健指導(口腔内あり) (人)
	<input type="checkbox"/> 義歯新製 (人)	<input type="checkbox"/> 個別 口腔ケア指導(口頭のみ) (人)
<input type="checkbox"/> 義歯修理・調整 (人)	<input type="checkbox"/> 個別 口腔ケアの実施、及び、指導 (人)	
<input type="checkbox"/> 歯内療法処置 (人)	<input type="checkbox"/> 個別 口腔ケアの実施のみ (人)	
<input type="checkbox"/> 保存修復処置 (人)	<input type="checkbox"/> 集団 歯科講話・保健指導・啓発 (人)	
<input type="checkbox"/> 歯周治療処置 (人)	<input type="checkbox"/> 口腔ケア用品の提供 (人)	
<input type="checkbox"/> 消炎鎮痛・処方 (人)	<input type="checkbox"/> その他の診察・指導など (人)	
<input type="checkbox"/> その他の処置など (人) ※内容を記載ください	※内容を記載ください	
紹介など 実人数 (計 人)	摂食嚥下に関する評価・診察・指導など 実人数 (計 人)	
<input type="checkbox"/> 紹介(歯科へ) (人)	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下機能スクリーニング(RSST、MWST、FT) (人)	
<input type="checkbox"/> 紹介(医科へ) (人)	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下機能の評価(頸部聴診など) (人)	
<input type="checkbox"/> 紹介(その他へ) (人)	<input type="checkbox"/> 摂食嚥下に関わる指導(体位、間接訓練) (人)	
<input type="checkbox"/> その他の紹介など (人) ※内容を記載ください	<input type="checkbox"/> 食形態や摂食方法などの指導(直接訓練) (人)	
	<input type="checkbox"/> その他の摂食嚥下に関する対応など (人) ※内容を記載ください	
ハ 出務場所の 状況・活動報告 歯や口に関する ことのみ		

※この用紙とは別に、それぞれの出務場所ごとの、「歯科保健医療救護 個別記録票(災害時歯科共通対応記録)」も別途記載し提出してください

3. 表 歯科保健におけるフェーズ分類と歯科的問題点」

(全国保健師長会「災害時の保健活動推進マニュアル」)

http://www.nacphn.jp/02/saigai/pdf/manual_2019.pdf

フェーズ	時期 (目安)	歯科的問題点	住民の声
0	発災～ 24 時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 口腔衛生用品不足 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 逃げるのに精一杯で義歯を持ち出せなかった ◆ 義歯ケースがなくなった
1	24～ 72 時間以 内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 歯科救護 ◆ 義歯紛失 ◆ 外傷等による歯牙損傷 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 逃げる時に転んで顎を打って痛くて食べられない ◆ 歯を磨きたくても水がない ◆ 歯を磨くことを忘れていた 等
2	4 日目 ～1 か月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 口腔衛生状態悪化 ◆ 義歯清掃管理不良 ◆ 口腔機能低下 ◆ 食事形態による食べ方支援が必要 ◆ 感染予防 ◆ 口腔ケア啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支援物資に子ども用の歯ブラシが見つからない ◆ 歯が痛い診てくれる歯医者がない ◆ 歯を磨いていないので歯肉が腫れてきた ◆ 口内炎が痛い ◆ 水が冷たくて歯を磨きたくない ◆ 予約していた主治医と連絡が取れない ◆ お菓子を好きだけ食べるが、避難所で注意しにくい ◆ 喉がよく渇いて痛い、ほこりが多くて咳がよくでる ◆ 洗面所が遠いので行けない ◆ 義歯を外した姿を他人に見られたくないので、入れたまま歯磨きをしている ◆ 災害後一度も義歯を外していない 等
3	1 か月 ～6 か月	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 口腔ケア ◆ 口腔機能向上支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震災前は歯ブラシ・歯間ブラシで手入れをしていたが、災害後はする意欲がなくなった ◆ 応急仮設住宅がかりつけの歯科医院から遠いので通院できなくなった ◆ 子どものむし歯は気になるが歯科診療所が遠い ◆ お弁当の冷たい揚げ物などが固くて食べられない 等
4	6 か月から	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 継続した歯科健康相談・健康教育等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地元の歯科診療所の診療が開始されたが、医療費のことが心配でなかなか受診できない ◆ 応急仮設住宅からの交通機関が不便で、かりつけだった歯科医院の受診は難しい ◆ 予防は大切と思うが、今後の事が心配で歯を磨く意欲がなくなった 等

4. 避難所等における各フェーズに応じた口腔ケア支援活動

愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル ～歯科口腔保健編～（平成 29 年 12 月作成, 修正令和 5 年 3 月）より引用

- ◆ 概ね災害発生後 24 時間以内(フェーズ 0) 初動体制の確立期
- ◆ 概ね災害発生後 72 時間以内(フェーズ1) 緊急対応期－生命・安全の確保－
- ◆ 概ね 4 日目から 2 週間まで(フェーズ2) 応急対応期－生活の安定－
- ◆ 概ね 3 週間目から 2 か月まで(フェーズ3) 応急対応期－生活の移行－
- ◆ 概ね 2 か月以降(フェーズ4) 復旧期－生活の再建－
- ◆ 概ね 1 年以上(フェーズ5) 復興期－地域の再建－

概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0） 初動体制の確立期

災害発生時は稼働できる職員数に限りがあることから、命を守ることを最優先し、多職種と連携し効果的に被災情報を集めるなど組織的に対応する。

歯科医療（救護）対策への協力、歯科口腔保健対策及び感染症予防の観点から避難所の環境整備体制を検討する。

【想定される事項】

- ・ 災害の規模、発生時期（季節、平日か休日か、時間帯等）により、初動体制は左右される。
- ・ 停電等により通信が途絶される場合があり、夜間の発生では被害状況が把握しにくく、道路の安全も確認しにくい等情報収集が困難な場合がある。
- ・ 職員も被災し、登庁者も限られる。

◆◆県主管課（健康増進課）◆◆

1. 災害情報の収集と保健所等への情報提供
 - 被災状況（被災者数、避難施設、交通状況等）
 - ライフライン（上水道、電気、ガス等）の被害状況
 - 歯科口腔保健に関する被災状況の把握
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 口腔ケア支援活動に必要な人材・物品等の確保について、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等と連携して対応
3. 庁内関係各課との情報交換

◆◆保健所◆◆

1. 地域の被災状況の把握と県主管課からの情報の整理
 - 被災状況（被災者数、避難施設、交通状況等）
 - ライフライン（上水道、電気、ガス等）の被害状況
 - 緊急歯科診療に関するニーズ
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 口腔ケア支援活動に必要な物品の確認
 - 市町から人材の派遣要請等のニーズを確認

◆市町◆

1. 地域の被災状況の確認及び保健所との連携と調整
 - 被災状況（被災者数、避難施設、交通状況等）
 - ライフライン（上水道、電気、ガス等）の被害状況
 - 緊急歯科診療に関するニーズ
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 口腔ケア支援活動に必要な物品の確認
 - 被災状況の把握結果から、市町災害対策本部や保健所と情報の共有を図り、口腔ケア支援活動について検討
 - 被災地での人材の派遣要請等のニーズを把握し、市町災害対策本部や保健所等と連携・調整

**概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1）
緊急対応期—生命・安全の確保—**

命を守ることを最優先し、多職種と連携し効果的に被災情報を集めるなど組織的に対応するとともに、歯科医療（救護）の実施支援、歯科口腔保健対策及び感染症予防の観点から避難所の環境整備を図る。

【想定される事項】

- ・ 被害状況が明らかになり、活動計画を作成し活動が展開される。
- ・ 外部に支援要請した場合等活動がスムーズに展開できるように準備や調整が必要である。
- ・ 余震等被害が拡大する場合がある。
- ・ 被災者は不安と安堵感等、混沌としており、十分な睡眠がとれない状況にある。
- ・ 自宅避難者等が情報不足により地域で孤立しやすい。
- ・ 断水等により、口腔清掃やトイレの汚物処理が困難となり、衛生状態が悪化する。
- ・ 救援物資及び医療機関等の情報や安否確認等の整理が必要となる。

◆◆県主管課（健康増進課）◆◆

1. 災害情報の収集と保健所等への情報提供
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 口腔ケア支援活動及び歯科医療に必要な人材・物品等について、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等と連携して対応
 - 口腔清掃、誤嚥性肺炎予防等の普及啓発（ポスター、チラシ等）の作成、配布
3. 庁内関係各課との情報交換

◆◆保健所◆◆

1. 地域の被災状況の把握と県主管課からの情報の整理
 - 市町からの被災状況の確認（歯科の問題やニーズの把握）
 - 人材及び物品の確認の共有
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 保健衛生活動拠点における口腔ケア支援活動計画の立案
 - 市町から人材の派遣要請等のニーズを確認
 - 口腔ケア支援活動に必要な物品等の把握・点検・調達
 - 口腔ケア支援活動に伴う関係者との連絡調整
 - 口腔清掃、誤嚥性肺炎予防等の普及啓発（ポスター、チラシ等）の準備
3. 緊急歯科診療の実施支援
 - 避難所等での外科的処置等緊急歯科診療に繋げる。

◆市町◆

1. 担当部署を通じて、歯科の問題やニーズの把握及び保健所との連絡・調整
 - 避難所の状況調査にて把握
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 活動状況の報告及び必要な支援について保健所と協議し、支援活動の体制を整備
3. 緊急歯科診療の実施
 - 避難所等での外科的処置等緊急歯科診療に繋げる。

**概ね4日目から2週間まで（フェーズ2）
応急対応期—生活の安定—**

引き続き組織的な健康支援活動を中心とし、避難所巡回等により、全体的な被災情報や保健医療福祉ニーズとともに、歯科関連ニーズの把握に努め、必要な支援を検討する。

また、ライフラインの断絶による口腔衛生状態や栄養状態の悪化に対し、歯科口腔保健対策の観点から必要な支援や活動を行う。

【想定される事項】

- ・ 避難所への支援体制が整ってくる。
- ・ 高齢者のADL低下、脱水、風邪、誤嚥性肺炎等の感染症が増加してくる可能性がある。
- ・ 避難生活によるストレス等の影響から健康者も体調不良を生じる。それに加え自宅等の後片付けに追われ、慢性疲労や怪我が増える。
- ・ 子どもの情緒（災害時の恐怖感、退行現象等）に変化が見られる。
- ・ 慢性疾患の内服中断等による悪化や受診、服薬についての不安が顕在化する。
- ・ 野菜不足によるビタミン欠乏、アレルギーの対応など食事の問題が顕在化する。

◆◆県主管課（健康増進課）◆◆

1. 災害情報の収集と保健所等への情報提供
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 随時、派遣計画を見直し、必要に応じて動員計画を変更
 - 口腔ケア支援活動について、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等関係団体と協議
3. 関係機関・団体との連絡調整
4. 庁内関係各課との情報交換

◆◆保健所◆◆

1. 地域の被災状況の把握と県主管課からの情報の整理
 - 避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票の共有
 - 避難所住民数（全体、乳幼児数、高齢者数等）
 - 被災住民数（避難所以外の被災者）
 - ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）の復旧状況
 - 歯科医療機関の復旧状況の確認
2. 口腔ケア支援活動体制整備
 - 被災状況の把握結果から、市町と口腔ケア支援活動の実施
 - 市町から人材の派遣要請等のニーズを確認する。
 - 口腔清掃、誤嚥性肺炎予防等の普及啓発（ポスター、チラシ等）の実施
 - 要配慮者に対する支援の実施
 - 福祉避難所等での歯科ニーズの把握と支援
3. 歯科医療受診の調整
 - 歯や口腔内の外傷や義歯の紛失等歯科医療が必要な人に対する受診の調整

◆市町◆

1. 保健所と情報を共有
 - 避難所住民数（全体、乳幼児数、高齢者数等）
 - 被災住民数（避難所以外の被災者）
 - ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）の復旧状況
 - 歯科医療機関の復旧状況の確認
2. 避難所等での歯科ニーズの把握及び口腔ケア支援活動の実施
 - 保健所と口腔ケア支援活動の実施について計画
 - 口腔清掃、誤嚥性肺炎予防等の普及啓発（ポスター、チラシ等）の準備
 - 口腔ケア支援実施後は様式等を活用し、記録をまとめ、保健所等と情報を共有
3. 歯科医療受診の調整

概ね3週間目から2か月まで（フェーズ3） 応急対策期—生活の移行—

避難所の集約、仮設住宅への移行に向かう時期であり、避難生活の長期化に伴う二次的な健康課題の発生が予測されるため、各関係団体・機関で情報共有し、連携した歯科口腔保健対策の強化が求められる。歯科口腔保健対策としては、健康調査を踏まえた活動計画を策定し、引き続き避難所での健康対策、要配慮者への支援などを行うが、歯科医療等専門チームや応援・派遣の撤退を視野に入れる必要がある。

【想定される事項】

- ・ 一部の避難所が閉鎖され、自宅へ戻れない人は避難所の移動を余儀なくされる。
- ・ 長引く避難所生活に伴い、疲労の蓄積による身体症状や栄養の偏り等健康への影響が現れる。
- ・ 劣悪な環境下での集団生活により、感染症の流行の恐れがある。
- ・ 生活範囲の狭小化による運動不足、閉じこもりの増加により、廃用性症候群等をきたす恐れがある。

◆◆県主管課（健康増進課）◆◆

1. 災害情報の収集と保健所等への情報提供

2. 口腔ケア支援活動体制整備

- 口腔ケア支援活動に必要な物品手配を行い、保健所又は市町と調整する。
- 随時、派遣計画を見直し、必要に応じて動員計画を変更する。
- 口腔ケア支援活動及び歯科医療等活動計画について、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技士会等関係団体と協議

◆◆保健所◆◆

1. 地域の被災状況の把握と県主管課からの情報の整理

- 避難所住民数（全体、乳幼児数、高齢者数等）
- 被災住民数（避難所以外の被災者）
- ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）の復旧状況
- 歯科医療機関の復旧状況の確認

2. 口腔ケア支援活動体制整備

- 避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票の共有
- 口腔ケア支援活動結果を踏まえ計画の見直し
- 市町から人材の派遣要請等のニーズを確認する。
- 口腔清掃、誤嚥性肺炎予防等の普及啓発（ポスター、チラシ等）の実施
- 要配慮者に対する支援の実施
- 仮設住宅入居者等への歯科ニーズの把握と口腔ケア支援

3. 歯科医療受診の調整

- 歯や口腔内のけがや義歯の紛失等歯科医療が必要な人に対する受診の調整

◆市町◆

1. 保健所と情報を共有し、支援を実施

- 避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票にて情報を共有し、支援を実施する。
- 避難所住民数（全体、乳幼児数、高齢者数等）
- 被災住民数（避難所以外の被災者）
- ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）の復旧状況
- 歯科医療機関の復旧状況の確認

2. 口腔ケア支援活動の実施

- 仮設住宅入居者等の歯科ニーズの把握及び口腔ケア支援
- 歯科医療・口腔ケアニーズ調査票（個人）、歯科保健相談・口腔ケア・指導票、施設・保育所・学校における歯科健康教育実施記録等に記入後、活動報告書にて整理

3. 歯科医療受診の調整

概ね2か月以降（フェーズ4）
復旧期—生活の再建—

仮設住宅への入居、復興住宅や自宅再建による転居に伴い、将来への不安や避難生活の長期化によるストレス、閉じこもり、新しいコミュニティづくり等が課題となる時期である。

住民が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう公衆衛生支援体制を整備する。

【想定される事項】

- ・ 仮設住宅への入居、生活の確立。将来の生活不安の顕在化。
- ・ 避難生活等により蓄積された身体状況の悪化が顕在化。
- ・ 家や財産の喪失、仕事の喪失、役割の喪失による心身の打撃。
- ・ 生活環境の変化による適応障害、慢性疾患の悪化、認知症の悪化が起こりやすい。
- ・ 近隣関係の希薄さによる孤立化により、閉じこもりや孤独死等の可能性がある。

◆◆県主管課（健康増進課）◆◆

1. 地域の復旧状況や被災者の歯科口腔保健の状況を把握
2. 長期的な口腔ケア支援活動方針の策定と施策化
3. 関係者による連絡調整会議の実施
○市町の活動状況の共有、情報交換の場を設け、今後の活動につなげる。
4. 調査・研究等への積極的な支援
○歯科口腔保健の関係マニュアルや活動の評価及び情報共有

◆◆保健所◆◆

1. 地域の復旧状況や被災者の歯科口腔保健状況の把握と県主管課への報告
2. 口腔ケア支援活動の実施支援
3. 市町と連携して健康調査の実施
4. 口腔ケア支援活動のデータ整理・分析
5. 関係者との情報交換

◆市町◆

1. 地域の復旧状況や被災者の歯科口腔保健状況を把握し、保健所と情報を共有
2. 口腔ケア支援活動の実施
3. 保健所と連携して健康調査の実施
4. 被災者同士の交流支援
5. 新たなコミュニティづくりへの支援

概ね1年以上（フェーズ5）
復興期—地域の再建—

仮設住宅等から再び移動することに伴う新たな健康問題への支援、地域の自治組織、ボランティア、関係機関との連携による地域との融合の促進や住民及び支援者への継続的なこころのケアと健康管理が大切である。

復興に伴い、被災地域における地域コミュニティづくりと一体的に歯科口腔保健医療体制の再構築が推進される。

【想定される事項】

- ・ 短期間とはいえ、住み慣れてきた仮設住宅から再び移動することに伴い、高齢、ストレス等による関連症状などさまざまな要因で、環境になじめずに新たな健康問題が起こる。

5. 避難所等における口腔ケア啓発用資料(日本歯科衛生士会)

<https://www.jdha.or.jp/pdf/outline/saigaimanual2022.pdf>

- マスクをしたままできるお口の体操
<http://jsdphd.umin.jp/pdf/20201027.oralcare.mask.poster.pdf>
- 歯みがき啓発ポスター
- 口腔ケア用品の管理方法に関するポスター(4種類)
- 口腔ケア用品の使用方法に関するポスター(7種類)



マスクをしたままでできる



こちらから『お口の体操』の動画が見れます。

お口の体操

～ 唇や舌、頬やのどの筋力アップをすることは全身の健康へとつながります。
美味しく安全に食べて健康に過ごしましょう ～

①唇をとがらせ前に突き出す

②左右にしっかりと引く

③大きく開ける

唇を閉じ、唇の内側で舌をぐるぐる回す

①頬をふくらます ②頬をへこませます ③左右交互に頬をふくらませます

④唇をしっかりと閉じ上下交互に唇をふくらませます

開口運動

- ① 口を最大限に大きく開ける
- ② 10 秒間保持する
- ③ 10 秒間休む
- ④ ②③を繰り返す

●顎関節症の人や、あごが外れやすい人は、注意して行いましょう

前舌保持嚥下訓練

(ペロ出しごっくん)

- ① 舌を少し前に出し、唇を閉じる (舌を強く咬まないよう注意しましょう)
- ② そのまま、つばをゴックンと飲み込む

★上手にできるようになったら「ゴクーーン」と、飲み込む途中で数秒保ってみましょう

空気を漏らさないようにするのがポイントです！

食べ物を食べながら行ってはいけません

**食前や空き時間に
5回～10回
行いましょう**

監修：戸原 玄 教授
東京医科歯科大学
摂食嚥下リハビリテーション学分野
発行：日本歯科衛生士会
制作協力：熊本県歯科衛生士会
イラスト：福岡県歯科衛生士会

歯みがきと

ブクブクうがいで

肺炎を

予防しましょう！



歯磨き粉は

感染の危険性を避けるため

自分専用のもの
を使用しましょう！

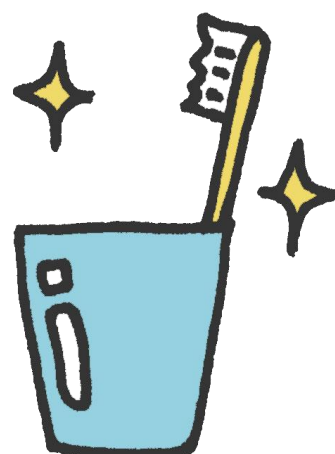


公益社団法人 日本歯科衛生士会

歯ブラシは

上を向けて保管
しましょう！

歯ブラシを清潔に保ちましょう！



公益社団法人 日本歯科衛生士会

1回 **3**プッシュ

お口に含み

20秒間 **ブクブク**して

吐き出します。

公益社団法人 日本歯科衛生士会



1回 **3**プッシュ

お口に含み

20秒間 **ブクブク**して

吐き出します。

公益社団法人 日本歯科衛生士会



マウスウォッシュ（洗口液）

- 水がない場合、うがいの水の代わりに使います。
- マウスウォッシュを口に含み20秒ほどブクブクして吐き出します。
- 歯磨き剤がない場合、マウスウォッシュを口に含みブクブクして吐き出し、その後歯ブラシで磨きます。
- お口の乾燥が気になる方はアルコールフリーをご使用下さい。



公益社団法人 日本歯科衛生士会

マウスウォッシュ（洗口液）

アルコールフリー

- 水がない場合、うがいの水の代わりに使います。
- マウスウォッシュを口に含み20秒ほどブクブクして吐き出します。
- 歯磨き剤がない場合、マウスウォッシュを口に含みブクブクして吐き出し、その後歯ブラシで磨きます。
- お口の乾燥が気になる方はこちらの洗口液（アルコールフリー）をご使用ください。



公益社団法人 日本歯科衛生士会

入れ歯 洗浄剤

- ①寝る前は入れ歯を外し、ブラシでしっかり^{こす}り洗いましょう。（歯磨き剤は使用しないでください）
- ②水を入れた入れ歯ケースに洗浄剤を入れ保管しましょう。
- ③朝はしっかり流水で洗い、装着しましょう。



公益社団法人 日本歯科衛生士会

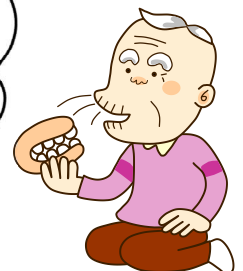
入れ歯 ケース

夜間就寝時は歯ぐきを休めるためにも入れ歯ケースに入れて保管しましょう。

*入れ歯ケースに入れるときは…

ブラシでしっかり^{こす}り洗いしたあと、水を入れた入れ歯ケースに保管しましょう。

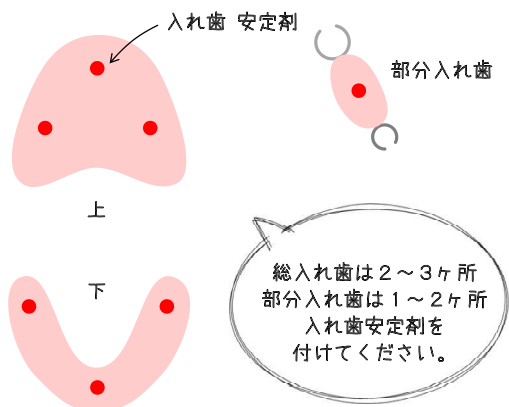
入れ歯は乾燥すると歪んだり、変形したりします。外したら必ず水を入れた入れ歯ケースに保管しましょう。



公益社団法人 日本歯科衛生士会

入れ歯 安定剤

- 入れ歯がゆるい場合などに一時的に使用するものです。落ち着いたらなるべく早く歯科医院へ行きましょう。



公益社団法人 日本歯科衛生士会

入れ歯専用歯磨き剤

泡タイプ

食後は入れ歯を外し、入れ歯の上に泡を出して、ブラシでしっかり^{こす}り洗いしたあと、水で流しましょう。



研磨剤を
含んでいない
入れ歯専用の
歯磨き剤です。

公益社団法人 日本歯科衛生士会

入れ歯専用歯磨き剤

泡タイプ

食後は入れ歯を外し、入れ歯の上に泡を出して、ブラシでしっかり^{こす}り洗いしたあと、水で流しましょう。

保健師さんへ

女性の中には人前で入れ歯を外せない方がいらっしゃいます。そういう方にお勧めして下さい。清掃後は清涼感があります。



研磨剤を
含んでいない
入れ歯専用の
歯磨き剤です。

公益社団法人 日本歯科衛生士会

6. 災害時歯科保健医療活動において連携すべき保健医療活動チーム

- DHEAT(Disaster Health Emergency Assistance Team), 災害時健康危機管理支援チーム
各都道府県は災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置するとともに、保健所において、保健医療活動チームの指揮又は連絡等を行うほか、保健医療ニーズ等の収集及び整理・分析を行うこととされている。この、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能等における業務を補助するチーム。
- JMAT(Japan Medical Association Team, 日本医師会災害医療チーム)
日本医師会により組織される災害医療チーム、およびその枠組み。急性期の災害医療を担当するDMATが3日程度で撤退するのと入れ替わるようにして被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織。
- JRAT(大規模災害リハビリテーションチーム Japan Rehabilitation Assistance Team)
大規模災害発生時に災害弱者、新たな障害者、あるいは被災高齢者などの生活不活発病への予防に対する適切な対応を可能とすることで国民が災害を乗り越え、自立生活を再建、復興を目指していけるように、安心、安全且つ、良質なリハビリテーション支援を受けられる制度や体制の確立を促進する。
- JDA-DAT(The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team, 日本栄養士会災害支援チーム)
日本栄養士会により組織されるチーム。大規模自然災害発生時、迅速に、被災地での栄養・食生活支援活動を行う。災害発生時に自助・共助・公助が円滑に行われるように、平時の防災活動も支援している。
- DWAT(災害派遣福祉チーム, Disaster Welfare Assistance Team)
災害時における二次被害を防ぐため、避難所等に派遣され、配慮が必要な者に対し、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、福祉避難所への誘導、日常生活上の支援、各種相談対応、環境整備などの福祉支援を実施する。
- DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team, 災害派遣精神医療チーム)
大規模自然災害発生時、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような場合に被災地で心のケア活動を行う専門職チーム。精神科医師、看護師、業務調整員で構成される。

本考え方の作成にあたり、下記の資料などを参考とさせていただきました。ここに感謝申し上げます。

- ◆ 災害時の保健活動推進マニュアル（地域保健総合推進事業）、全国保健師町会、2020年3月
- ◆ JDAT(Japan Dental Alliance Team:日本災害歯科支援チーム)活動要領、日本歯科医師会・日本災害歯科保健医療連絡協議会、2022年10月
- ◆ 災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル、日本歯科衛生士会、2022年10月
- ◆ 愛媛県 災害時保健衛生活動マニュアル～歯科口腔保健編～、平成29年12月(修正令和5年3月) <https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/documents/202303.pdf>
- ◆ 北海道 災害時の歯科保健医療活動～道立保健所歯科専門職のための手引き～、2020年2月
- ◆ 災害時の歯科保健医療対策 連携と標準化に向けて、一世出版前、2015年6月
- ◆ 災害歯科医学、医歯薬出版、2018年2月
- ◆ 災害歯科保健医療標準テキスト、一世出版、2021年12月

* * *

自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた考え方

令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業(22IA2006)

「自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究」研究班

研究代表者

東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科・非常勤講師 中久木 康一

研究分担者

国立保健医療科学院 統括研究官(歯科口腔保健研究分野) 福田英輝

研究協力者

国立保健医療科学院 健康危機管理研究部研究員 竹田飛鳥

東京都西多摩保健所 歯科保健担当課長 柳澤智仁

国立保健医療科学院・生涯健康研究部 特任研究官 安藤雄一

岩手県二戸保健所長 森谷俊樹

奈良県 福祉医療部医療政策局 健康推進課 主任調整員・全国行政歯科技術職連絡会 会長
堀江 博

日本歯科医師会 常務理事 小玉 剛

日本歯科衛生士会 副会長 久保山裕子

助言者

埼玉県鴻巣保健所長 遠藤浩正

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課 歯科・栄養グループ 小栗智江子

熊本県人吉保健所 楠田美佳

大規模災害時の 歯科保健医療活動

～口腔機能からの健康維持～

災害時には歯科医療機関も通常通りの対応はできませんが、生活環境が整わない避難生活による歯や口の健康被害も生じてきます。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活が困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔衛生管理や口腔機能管理、およびその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要です。

大規模災害時には、必要に応じて県外からの歯科チームも含めて、自治体や保健所の管理のもとでの活動が行われます。

災害時の歯科保健医療のチェックポイント

災害時に困ること



必要とされる支援

- ☑ 歯ブラシなど
口腔衛生商品
- ☑ 飲料水・生活用水・
洗面所のチェック
- ☑ 口腔衛生管理の啓発
- ☑ 口腔機能の評価
- ☑ 食べやすい食事の提案など
食べ方の支援
- ☑ 対応できる歯科診療所や巡回
歯科チームなど歯科救護の案内
- ☑ 歯科健康相談・教育の継続
口腔機能向上への働きかけ

災害時の避難所等では、うがいに使う水が十分に確保できず、歯ブラシなどや歯みがきする場所も不足する。また、水分摂取が不足しやすく、口腔が乾燥しやすくなる。これらにより、口の中の衛生管理も難しく、歯ぐきの腫れや口内炎ができやすくなり、義歯のトラブルも起きやすくなる。



避難所の歯科支援物資
(北海道胆振東部地震)
2018.9.24

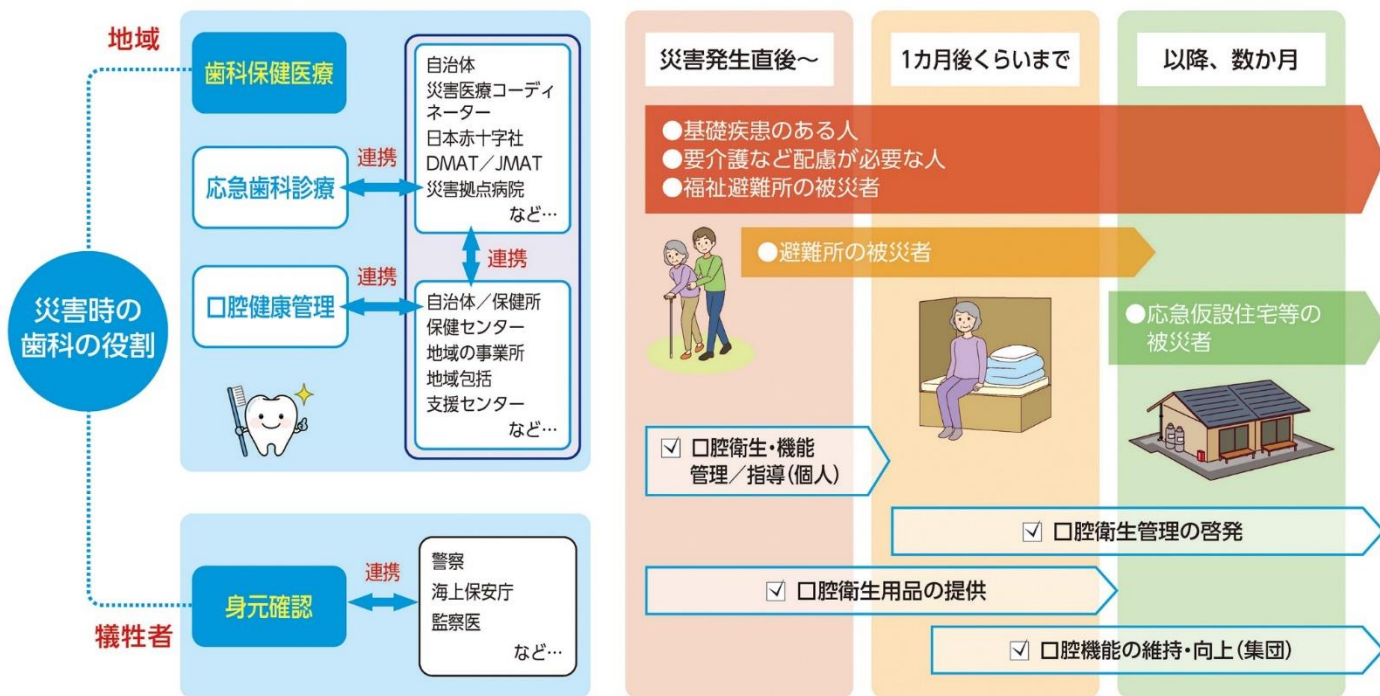


避難所での歯科保健指導
(平成30年7月豪雨)
2018.8.27



避難所でのお口の体操
(令和2年7月豪雨)
2020.9.2

災害時の地域における歯科の役割は「応急歯科診療」と「口腔健康管理」



災害時の地域において、歯科は歯科診療提供体制を維持すべく対応にあたり、地域の被災者を含む住民が健康を維持できるための歯科保健活動（口腔健康管理の啓発）を実施する。

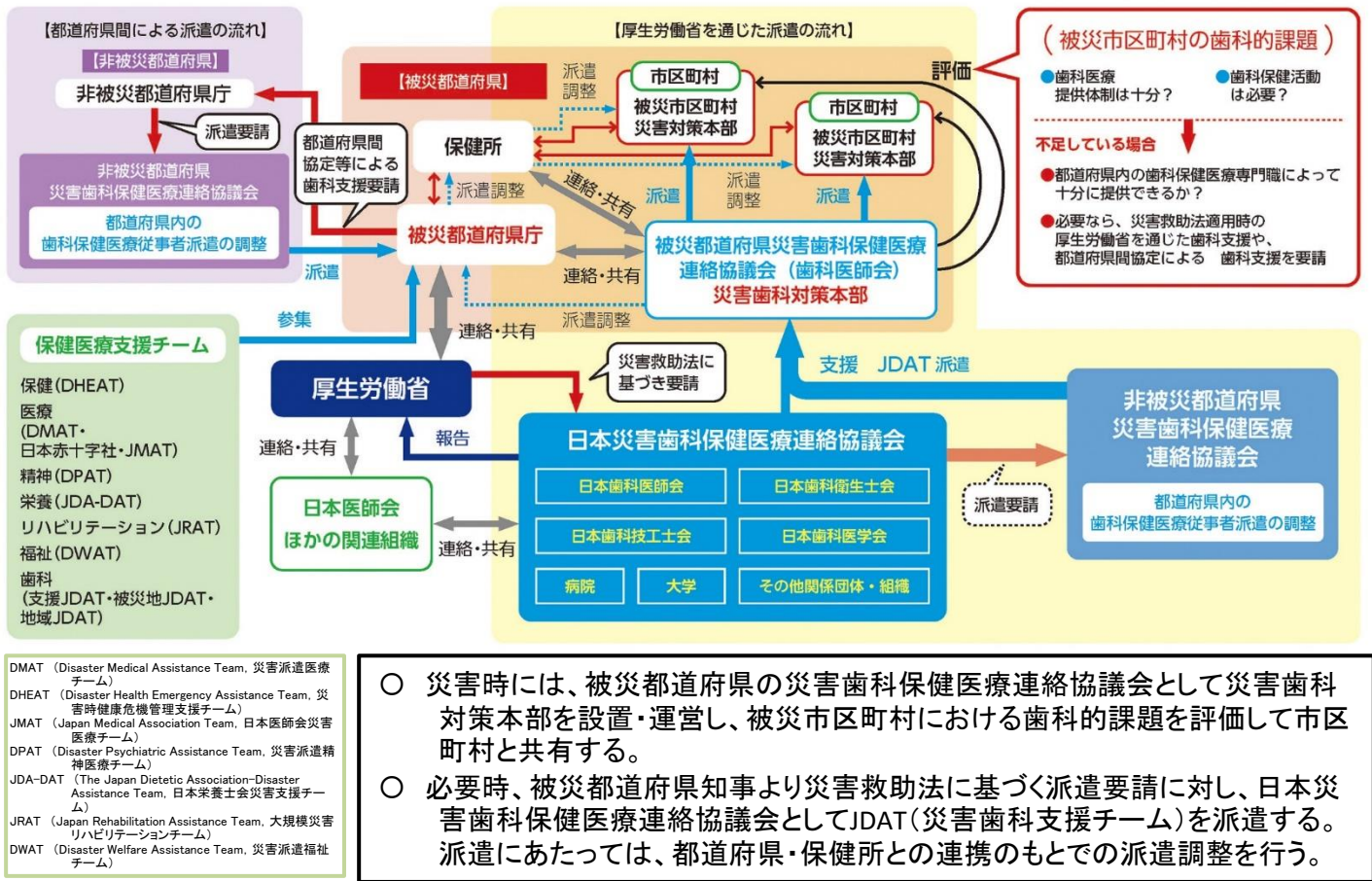
○災害発生直後には、特に災害時要配慮者に対する個別の口腔衛生管理や、口腔機能管理の指導が必要とされる。
○被災後の生活の長期化に伴う影響を避けるため、継続した口腔衛生の啓発活動や、口腔機能を向上するプログラムを実施する。

被災後の時間経過と地域歯科支援の推移



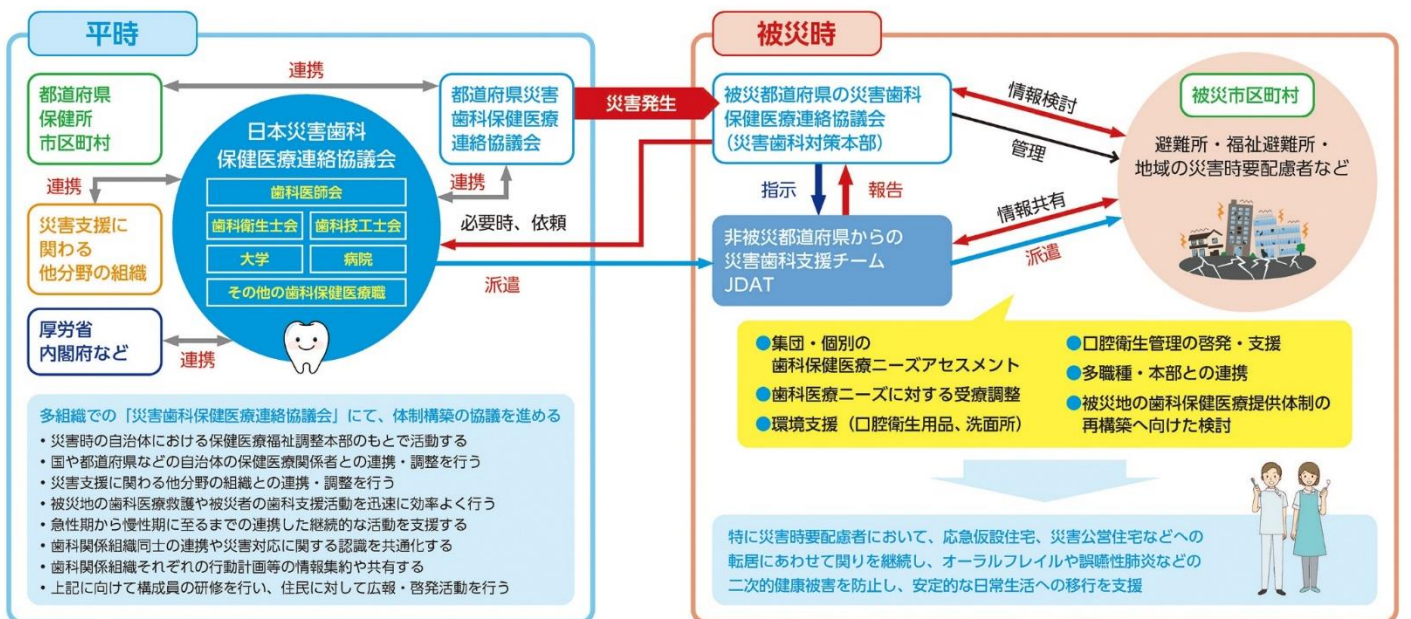
○主に避難所がある時期において、地域の歯科医療提供体制を補い、地域歯科保健活動をサポートするために、被災地域外からの歯科支援チームが派遣される。
○応急仮設住宅への移動とともに避難所が縮小される頃には、地域インフラが暫定的にでも復旧し、歯科診療提供体制が段階的に回復、被災地域外からの歯科支援チーム派遣は終了する。
○生活環境が変化した方々を対象とした歯科保健活動は、地域の歯科保健医療職により継続される。

災害時の歯科保健医療支援派遣の仕組み



- 災害時には、被災都道府県の災害歯科保健医療連絡協議会として災害歯科対策本部を設置・運営し、被災市区町村における歯科的課題を評価して市区町村と共有する。
- 必要時、被災都道府県知事より災害救助法に基づく派遣要請に対し、日本災害歯科保健医療連絡協議会としてJDAT(災害歯科支援チーム)を派遣する。派遣にあたっては、都道府県・保健所との連携のもとでの派遣調整を行う。

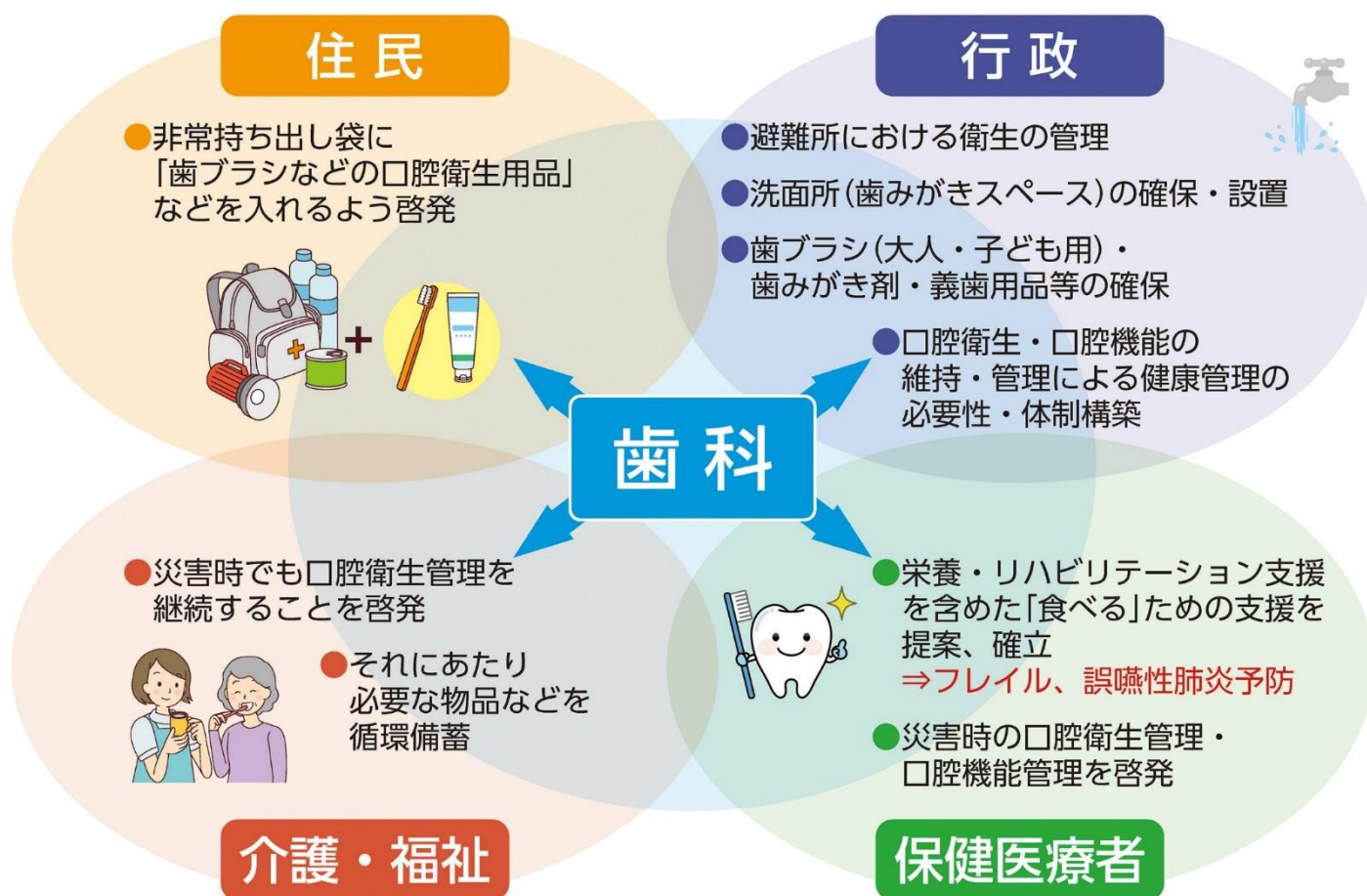
平時からの災害時の歯科保健支援体制の整備が重要



※ 上記を標準的な在り方の参考例として、都道府県ごとに、実情を踏まえつつ多組織ネットワークでの災害時の歯科保健医療体制づくりを検討していくことが期待される。

- 高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者においては、避難所等の生活環境が整わない場合中長期的な生活を送った結果、歯科保健医療を含む健康の二次被害が発生する可能性がある。
- 上下水道などのインフラの復旧に時間がかかる災害においては、地域の歯科診療所が再開するまでには時間を要することがあり、地域歯科保健医療提供体制は継続的に低下する。
- 平常時より、災害時に歯科保健ニーズを把握して歯科健康管理を行える体制を、各都道府県における災害歯科保健医療連絡協議会等において構築しておき、被災時には同協議会等が災害歯科対策本部として県内外からの歯科支援をマネジメントしながら、迅速かつ適切な歯科保健支援を提供できるように整備する。

災害時のために歯科がしておくべきこと



災害時の避難所等における歯科活動には、自治体や保健所のみならず、多くの保健医療/介護福祉専門職・チームとの連携が欠かせません。また、適切に支援を提供するためには、時間とともに移動し、そして変化していく人々のニーズを、偏りなく迅速に把握して評価し続けることが必要とされます。

多職種・多組織での支援にあたり、評価や支援を効率化し、実効性の高い支援に結び付けることが大切であり、そのための体制を地域ごとに整備しておくことが必要となります。更には、その体制を災害発生直後から迅速に稼働させるためには、平時からの研修や訓練、または備蓄やシステムなどが必要となります。

もちろん、公助が届くまでの時間は、自助・共助で対応いただくしかありません。住民も含めて災害時の健康管理の重要性を理解し、自分で動ける住民は災害時にも自分の健康管理を継続できる準備を意識していただくような、働きかけることも大切です。

厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業(22IA2006)
自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
該当なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
該当なし					

令和 5年 3月 31日

厚生労働大臣 殿

機関名 国立保健医療科学院

所属研究機関長 職 名 院長

氏 名 曾根 智史

次の職員の令和4年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 統括研究官
(氏名・フリガナ) 福田 英輝 ・フクダ ヒデキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立保健医療科学院	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名 称:)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況 受講 未受講

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人東京医科歯科大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 田 中 雄 二 郎

次の職員の令和4年度 厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医歯学総合研究科 ・ 非常勤講師

(氏名・フリガナ) 中久木 康一 ・ ナカクキ コウイチ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国立保健医療科学院	<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。